

平成25年度
教職大学院自己評価書

鳴門教育大学大学院学校教育研究科
高度学校教育実践専攻

目 次

I	教職大学院の現況及び特徴	1
II	教職大学院の目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準領域 1	設立の理念と目的	3
基準領域 2	入学者選抜等	8
基準領域 3	教育の課程と方法	12
基準領域 4	教育の成果・効果	32
基準領域 5	学生への支援体制	37
基準領域 6	教員組織等	42
基準領域 7	施設・設備等の教育環境	52
基準領域 8	管理運営等	54
基準領域 9	教育の質の向上と改善	58
基準領域 10	教育委員会及び学校等との連携	62

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 教職大学院（研究科・専攻）名：鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻

(2) 所在地：徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748

(3) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数 81人

教員数 20人（うち、実務家教員 10人）

2 特徴

鳴門教育大学は、実践的指導力を有する優れた教員の養成に資するため、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に設置された。平成8年度からは、本学、上越教育大学、兵庫教育大学及び岡山大学の4大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が設置され、学士から博士まで連動した段階的・発展的教育を展開する体制を整備している。

今日の学校が直面している諸課題は、複雑かつ困難なものとなっており、学校教育を巡る諸課題に適切に対応し、複雑化・多様化しつつある児童生徒の実態に即しながら、教育活動を積極的に改善・改革していくことのできる、高度な専門性と実践力をもった教員を養成することが強く求められている。すでに「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について（報告）」（平成13年11月）においては、大学院に関して、学部段階で修得する教員として通常必要とされる資質能力に加えて、より高度な専門性や特定分野に強い教員を養成することが必要であると示されており、特に、学校現場が抱える問題に積極的に取り組む中核的教員の養成の重要性が指摘されている。また、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月）では、「教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進」のために、養成段階から、その後の教職生活を一連の過程としてとらえ、その全体を通して、必要な施策を総合的に講じていくこと、学部段階の教員養成教育の改善・充実を図りつつ、それを踏まえて「教職大学院」制度を活用して、大学院においてより高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員を養成する必要性が指摘されている。

本学は開学以来、現職教員を含めた教員養成教育の実績を有し、学生の実践力を養成するための教育課程等の開発やその実践等に先導的に取り組んできた。それらの実績と知見を最大限に活かしながら、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員の専門性と実践力の内実を明確にしつつ、それらを備えた力量ある教員を養成するため、従前の教員養成教育における教育課程、指導方法、組織体制等を見直し、教員養成系の学部・大学院の在り方を追求する全学的な改革の一環として、平成20年4月に大学院学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）として、「高度学校教育実践専攻」（以下、「本学教職大学院」という。）を設置した。

本学教職大学院では、幅広い視点と確かな理論、豊かな実践力をもつ教員を確実に育成するため、専門的知識・実践的スキル等の修得（理論的学習）と実習における実践（実践的・臨床的学習）を段階的に進展させる教育課程を構築するとともに、①現職教員学生、学卒学生のそれぞれのキャリアに応じたきめ細かな教育の提供、②2年間の教育・学習の到達目標の明確化、③実習科目を中核としたOJT(On the Job Training)と大学院の専門教育の融合、④教育活動の組織的な改善を推進する大学院教育を特色とした教育内容、指導体制を整備している。また、教育委員会や連携協力校等との協働により、教育課程の開発や学修成果の評価を行い、学校現場の意向の反映、課題の把握に努めている。

II 教職大学院の目的

1 教職大学院の使命・目的

今後の学校教育において必要とされる教員を養成するという使命に則し、本学教職大学院では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、①学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員の養成、②実践的対応力に優れた新人教員を養成し、教育現場の諸課題に応えることを目的としている。

2 養成する人材像

本学教職大学院の理念・目的に即し、現職教員を対象とするリーダー教員の養成に関しては、教員のキャリア形成を考慮して、①マネジメントリーダー教員、②生徒指導・教育相談リーダー教員、③授業・カリキュラム開発リーダー教員、の3タイプの養成を行う。また、学卒学生を対象とした新人教員の養成にあたっては、多様な児童の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を育成する。

具体的には、以下の2コースを設置している。

- 教職実践力高度化コース：学校におけるニューリーダー、ミドルリーダー、リーダーの教員として、教職経験に応じた指導力を持った教員、教職の実践的専門知識とスキルを深化させるとともに、学校における課題に対応する実践力を持った教員を養成する。
- 教員養成特別コース：多様な児童の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる新人教員を養成する。

3 教育活動等を実施する上での基本方針

本学教職大学院の目的、人材養成を確実に履行するため、教育課程の開発・評価、研究者教員と実務家教員による協働指導体制を重視している。

また、「教職大学院における到達目標（3領域10観点）」を設定し、学生、大学教員、教育委員会・学校へ明示し、学びのねらいと成果を共有している。具体的には、本到達目標に即してカリキュラムを体系化するとともに、学生は、到達目標に準拠した自己評価と課題設定、週録による学修成果の蓄積、省察を通して、教職大学院の学修に主体的に取り組むこと、大学教員は、学生の学習プロセスを把握し、個々に適した指導、評価を行うとともに、担当する授業や教育内容の改善に繋げている。教育委員会・学校においては、教職大学院への理解を深め、教育課程や教育内容、学生の学修成果に関する評価等にあたって大学と協働する体制をとっている。

4 達成すべき成果

個人の課題のための教育、力量形成に留まらず、学校現場が直面している課題解決を学校、学生、大学教員が協働して展開する枠組みを設定し、学校改善と大学院教育の一体化を促進するとともに、学修成果を広く教育関係者に公表することで、地域社会や学校現場に対してその成果を還元する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準領域 1 設立の理念と目的

1 基準ごとの分析

基準 1-1 A

○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

本学大学院の目的は、国立大学法人鳴門教育大学学則（以下「学則」という。）第 57 条で次のとおり定めている（資料 1-1-①）。

資料 1-1-① 「本学大学院の目的」

第 57 条 本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則)

専門職大学院について、学校教育法第 99 条第 2 項は、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする」と規定している。これらを照合すれば、学則第 57 条に定めた目的は学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項等に規定された大学院の目的に合致している。

また、本学教職大学院の理念・目的は、「履修の手引（専門職学位課程）」及び大学のウェブページで公開している「創設の趣旨・目的」のとおり、目的を示している（資料 1-1-②）。

資料 1-1-② 「創設の趣旨・目的」

TOP > 大学案内 > 本学が目指すもの > 創設の趣旨・目的

創設の趣旨・目的

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和 56 年 10 月 1 日に創設された新しい構想の国立大学であり、以後社会の要請に応えるべく教育研究の充実に取り組んできた。

平成 20 年度から、今日の学校と教員を巡る状況を踏まえ、養成すべき教員像を明確にし、専門性と実践力を備えた力量のある教員を養成することとし、新たに専門職学位課程（高度学校教育実践専攻）を教職大学院として設置した。

大学院学校教育研究科「修士課程」において、教科・領域等における専門性を培い、優れた教育実践を展開できる能力を、「専門職学位課程」では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を培い、学校や地域で指導力を発揮できる力量を、それぞれ有する初等中等教育教員を養成することを目的としている。

また、「学校教育学部」においては、幼児・児童・生徒の成長と発達に関する総合的な理解にたち全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的としている。

(出典 本学ウェブページ)

URL: <http://www.naruto-u.ac.jp/information/05/002.html>

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本学の教職大学院の理念・目的は、学則第 57 条及び「創設の趣旨・目的」に規定するとおり専門職大学院に関する諸法令の趣旨に合致している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 1-2 A

○ 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の理念・目的は、「創設の趣旨・目的」の中で既設の修士課程の理念・目的と明確に区別し、ウェブページに明記している（資料 1-1-②：3 頁参照）。また、教職大学院において養成する人材像については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のように示している（資料 1-2-①）。

資料 1-2-① 「教職大学院において養成する人材像」

本専攻においては、一定の教職経験を有する現職教員を対象に「学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員」と学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した者を対象に「学校教育の多様な実践に求められる実践的対応力・展開力に優れた新人教員」を養成する。

リーダー教員については、教員のキャリア発達を踏まえて、以下の 3 つのリーダー教員を養成する。

- ① 学校教育活動について、学校全体をリードしたりマネジメントしたりできる指導的役割を担うリーダー（学校指導教員）の養成
- ② 学年や校務分掌や教科専門部などの教員組織や集団をチームとして協働できる中核的役割を担うミドルリーダー（中核教員）の養成
- ③ 学級経営や生徒指導や教科指導などの教育活動において、同僚や後輩教員を先導して取組むことのできる役割を担うニューリーダー（基幹教員）の養成

また、新人教員については、児童生徒理解、生徒指導、授業の構想・展開・省察、学級経営、協働等に関する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組みことができる実践力を有する教員を養成する。

（出典 平成 25 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」）

本学教職大学院には、主として現職教員学生を対象とする「教職実践高度化コース」と、学卒学生を対象とする「教員養成特別コース」の計 2 コースを設置しており、教育研究上の理念・目的を次のように定めている（資料 1-2-②）。

資料 1-2-② 「教職大学院のコースについて」

教職実践高度化コース

学校におけるニューリーダー、ミドルリーダー、リーダーの教員として、教職経験に応じた指導力を持った教員、教職の実践的専門知識とスキルを深化させるとともに、学校における課題に対応する実践力を持った教員の養成

教員養成特別コース

多様な児童の実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営する資質能力を備え、意欲的に教職に取り組むことができる新人教員の養成

（出典 平成 25 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」）

本学教職大学院の教育内容、指導体制の特色については、「履修の手引（専門職学位課程）」において、次のよ

うに示している（資料1-2-③）。

資料1-2-③ 「教育内容、指導体制の特色」

- ①現職教員、学卒学生、それぞれのキャリアに応じたきめ細かい教育
- ②学校の教育活動や学校経営等の改善に連動した教育展開
- ③実務家教員と研究者教員による協働指導体制
- ④大学院学生の学修成果に関する総括的評価

(出典 平成25年度入学者用「履修の手引(専門職学位課程)」)

また、本学教職大学院では、「到達目標(3領域10観点)」を設定し、大学教員、学生、教育委員会、連携協力校等へ明示し、2年間の教育及び学びのねらいと成果を共有している(資料1-2-④)。

資料1-2-④ 「教職大学院における到達目標」

領域	観点	到達目標
教育実践力	カリキュラム開発力	学校の教育課程の編成に関する専門的知識と技能を活用できる
	授業実践力	教科や道徳、特別活動などの授業実践に関する専門的知識と技能を活用できる
	生徒指導力	生徒指導・教育相談等に関する専門的知識と技能を活用できる
	学級経営力	学級運営に関する専門的知識と技能を活用できる
自己教育力	経験から学ぶ力	実践経験の省察にもとづき、自分の実践の意義や課題を明らかにすることができる
	未来に向けて学ぶ力	教員としてのあるべき姿やめざす教員としての課題に向かって、学びを進めることができる
教職協働力	コミュニケーション力	学校教育に関わる様々な人々からの対人対話や対人交流に必要な専門的知識と技能を活用できる
	コーディネート力	学校教育活動に係る人、時間、環境、内容などの調整に必要な専門的知識と技能を活用できる
	リーダーシップ/ファシリテーション	学校教育に関わる様々な目標達成に向けて、組織的取組を推進していくリーダーシップに必要な専門的知識と技能を活用できる
	マネジメント力	学校教育に関わる様々な教育活動において、組織運営や組織改善の推進に必要な専門的知識と技能を活用できる

(出典 教務課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 本学教職大学院の理念・目的は、「創設の趣旨・目的」により修士課程と区分している。また、各コースにおける人材養成及び修得すべき能力等を明確に設定している。
- 2) 本学教職大学院では、2年間の学びによる「到達目標」を設定し、大学教員、学生、教育委員会等と共有している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 1-3 A

○ 当該教職大学院の理念・目的を公表し、周知に努めていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院の理念・目的については、ウェブページや「履修の手引（専門職学位課程）」を通じて、全教職員・学生が常時、閲覧可能な状態にあり、さらに「鳴門教育大学概要」、「学生生活案内」、「鳴門教育大学教職大学院ガイドブック」、「学生募集要項」等の冊子を配付していることや、新入学生に対してはオリエンテーション等の説明により周知している。

具体的には、本学ウェブページだけでなく教職大学院独自のウェブページにより、教職大学院の理念・目的を広く社会に公表している（資料 1-3-①）。また、「鳴門教育大学概要」、「鳴門教育大学教職大学院ガイドブック」等の冊子を、教育委員会や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育研修センター等の教育機関に送付・配付するとともに、大学が企画する「授業公開・授業検討会」や「大学院説明会」等に参加した学外者に対しても周知している。

なお、本学教職大学院の教育目標の達成状況の検証は、授業評価、「授業公開・授業検討会」及び「教職大学院外部評価委員会」の実施等を通じて行っている。「教職大学院外部評価委員会」

では、教育委員会や連携協力校関係者等に本学教職大学院で設定している到達目標を明示するとともに、教育委員会等からの意見を踏まえて、教育内容及び教育方法等の改善を図っている。

本学教職大学院の学生の学修成果に関する総括的評価の方法等については、「履修の手引（専門職学位課程）」に明示している。達成状況の検証については、大学と教育委員会、連携協力校等との連携のうえ学修成果のプレゼンテーションを通じて行うなど、厳格性を担保している（資料 1-3-②）。



資料 1-3-② 「学生の学修成果に関する総括的評価」

専門職学位課程では、大学院学生の学修成果を最終的に評価するため、2年間の学修成果をまとめた最終成果報告書を作成し、これに基づいたプレゼンテーションを行います。

評価にあたっては、上記の報告書及びプレゼンテーションのほか、各実習科目で作成したレポート等を含めて、学修評価判定委員会において以下の評価基準により総括的に評価します。

- ① 大学院で学習した専門的な知識やスキルの実践場面（実習等）における理解度・活用度
- ② 実習科目における課題の分析、課題解決の構想、それらの評価における実践の有効度

(出典 平成 25 年度入学者用「履修の手引（専門職学位課程）」)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本学教職大学院の理念・目的は、ウェブページ及びガイドブックをはじめとする冊子等により学内外に周

知している。

2) 授業公開や学修成果に関するプレゼンテーション等を通して、教育委員会や連携協力校関係者へ教育内容やその成果を公表し、教育目標の達成状況について検証し、適切に改善を行う体制を構築している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

今日の“正解なき”多様な教育課題に対しては、既習の知識や技能のみで対応するのではなく、それぞれの課題に対してその実態を把握し、分析して計画を立て、実行して評価・検証し、解決へと対応していく主体的・循環的な対応力が求められている。また、教育課題の解決を進めていくため、教員一人ひとりの対応力や関係機関並びに関係者の専門力を結集して、それぞれの課題解決を進めていく組織的対応力も求められている。本専門職学位課程では、こうした学校教育に関する幅広い専門的知識や技能に基づいた主体的・組織的・循環的な課題対応力と教職実践力とを育成することを目標としている。本課程においては、既設の修士課程と区別し、専攻分野に関する高度な専門的知識及び能力を修得させるよう適切に配慮し、高度専門職業人としての教員が有すべき力として教職実践力の養成に努めている。

具体的には、理論と実践の往還を中核に据えるため、「習得・活用・探究」のそれぞれのステップを、本課程のカリキュラムである共通科目・専門科目・実数科目と対応させている。特に、共通科目では、5領域目の「学校教育と教員の在り方に関する領域」において、演習を積極的に取り入れ、共通科目の他領域で「習得」した理論を実践現場で「活用・探究」できるよう具体的な課題解決力の形成に力を入れている。さらに、実習にあたっては、現任校の管理職と共に課題を抽出し、同僚教員との共同により課題解決プログラムを開発、実践、評価する一連の「探究」活動によって「学校の改善と一体化した教師教育」の実現を図っている。

基準領域 2 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

基準 2-1 A

- 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表されていること。

[基準に係る状況]

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に関しては、専門職学位課程と修士課程を区分し、次のとおり明文化され、学生募集要項にて紙媒体並びにウェブページ上で公表している（資料 2-1-①）。

また、大学院ガイドブックとともに学生募集要項を都道府県教育委員会及び徳島県内市町村教育委員会や国公立大学、徳島県内公立学校に配付し広報している。

資料 2-1-① 「アドミッションポリシー」

学校教育研究科修士課程においては、広い視野に立つて精深な学識を授け、学校教育に関する諸科学の総合的、専門的研究をとおして、その理論と方法の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図ることを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 教育者として、子どもに対する愛情と使命感を持つ現職教員
- ② 教育に関する専門的知識を探求し、実践力をもった初等中等教育教員になることを志望する者を基本に選抜します。

学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）においては、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員を養成することを目的としています。

入学者の選抜にあたっては、

- ① 学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員となることを志向し、高度な実践力を修得しようとする者
- ② 学部段階で培われた教員としての資質能力の上に、優れた実践的対応力・展開力を有し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者を基本に選抜します。

（出典 平成26年度「学生募集要項」）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) アドミッションポリシーの明文化、教育委員会等への学生募集要項及び教職大学院ガイドブックの配付及びウェブページ上での広報により、本学教職大学院の目的等の周知を徹底している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 2-2 A

- 教育理念及び目的に照らして、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受け入れが実施されていること。

[基準に係る状況]

入学者選抜方法について、「教職実践力高度化コース」では、出願書類のうち実践研究希望調書や教育実践の記録をもとに、教育実践に関する問題意識や内容等について試問する口述試験を採用し、「教員養成特別コース」では、志望動機及び実践研究課題内容についての口述試験に加えて教職に関する設問及び小論文による筆記試験を課すことにより、公平性と平等性を確保している。

また、出願要件について、「教職実践力高度化コース」では、3年以上の教職経験を有する者としている。「教員養成特別コース」では、従来の小学校教諭一種免許状取得者（取得見込みの者を含む。）に加えて、平成23年度入学者選抜から新たに小学校教諭二種免許状取得者（取得見込みの者を含む。）でかつ幼稚園教諭、中学校教諭、養護教諭のいずれかの一種免許状取得者（取得見込みの者を含む。）、さらに、平成25年度入学者から新たに中学校教諭一種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）を対象とする等、開放性を確保している。

入学者の選抜は、大学院入試委員会の議を経て試験実施本部を設置し、試験監督員、試験実施担当者に対し事前の説明会を開催し、実施方法を周知徹底した上で、出願時の提出書類の審査、筆記試験、口述試験を厳格に実施することにより、各コース、各履修形態等の選択に適った学習履歴や実務経験等を的確に判断している。合否判定については、専攻会議にて予め定められた予備判定のための審査基準及び採点基準、大学院で定める審査基準に基づき行うこととしている。

これらの入学者選抜試験に関する出願要件、方法、配点、面接内容や筆記試験問題などについては、学生募集要項に明示し学内外での入試説明会等にて公表・公開している。

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 教職大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、入学者選抜試験に関する出願要件、試験方法、配点、筆記試験や口述試験の概要等については、学生募集要項に明示している。また、入学者選抜試験実施要項に基づき、整った組織体制のもとで審査基準や入学者選抜方法を明確に定め、公平性、平等性を確保している。
- 2) 出願要件については、「教員養成特別コース」において、小学校教諭二種免許状取得者で幼稚園、中学校、養護教諭のいずれかの一種免許状を有する者及び中学校教諭一種免許状を所有する者（取得見込みの者を含む。）を対象とするなど、開放性を確保している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準2-3 A

- 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

教職大学院の入学定員50名に対して、入学者は平成21年度が47名、平成22年度が47名、平成23年度が40名、平成24年度が38名、平成25年度が43名と、定員充足には及ばなかった（資料2-3-①）。

定員充足に向けての対応として、現職教員学生を対象とする教職実践力高度化コースでは、都道府県教育委員会や市町村教育委員会及び徳島県内の校長会への計画的訪問を実施し、授業公開や学修成果発表会を四国四県の教育委員会の後援を受け、広く教育行政機関や学校現場に対して教職大学院の教育課程や実習の成果などを周知している。また、学卒学生を対象とする教員養成特別コースでは、在学生の出身大学へ計画的に訪問する等、大学間の関係維持に努めている。両コースともコース独自の広報パンフレットを作成して学生募集要項に追加して配付し、広報活動に努めている。

資料 2-3-① 「高度学校教育実践専攻（教職大学院）入学者選抜状況」

平成 21 年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10人	12人	12人	12人	12人
	学校臨床実践コース	15人	11人	11人	11人	11人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15人	15人	15人	14人	14人
学卒	教員養成特別コース	10人	15人	13人	13人	10人
計		50人	53人	51人	50人	47人

平成 22 年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10人	13人	13人	13人	13人
	学校臨床実践コース	15人	13人	13人	12人	12人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15人	14人	14人	14人	12人
学卒	教員養成特別コース	10人	10人	10人	11人	10人
計		50人	50人	50人	49人	47人

平成 23 年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10人	11人	11人	11人	11人
	学校臨床実践コース	15人	9人	9人	9人	9人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15人	14人	14人	14人	14人
学卒	教員養成特別コース	10人	11人	10人	10人	6人
計		50人	45人	44人	40人	40人

平成 24 年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	学校・学級経営コース	10人	10人	10人	10人	10人
	学校臨床実践コース	15人	6人	6人	6人	6人
	授業実践・カリキュラム開発コース	15人	11人	11人	11人	11人
学卒	教員養成特別コース	10人	12人	11人	11人	11人
計		50人	39人	38人	38人	38人

平成 25 年度入学者選抜状況

コース名等		募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
現職 教員	教職実践力高度化コース	40人	34人	34人	34人	34人
学卒	教員養成特別コース	10人	12人	12人	12人	9人
計		50人	46人	46人	46人	43人

(出典 入試課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 平成 25 年度においても入学者数は定員に達しなかったが、授業公開や学修成果発表会等の実際の教育活動に関する情報提供による広報活動の効果が入学者確保へと着実に繋がり、適正の範疇にあると考える。

また、積極的にアウトリーチな広報活動を計画し、教育委員会や校長会、大学や学校現場へ訪問し、教職大学院の目指す人材養成やカリキュラムの特徴について面会による説明等を実施したことにより、本学教職大学

院への理解と信頼を得ている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本専攻の喫緊の課題である定員充足への対応には、創意工夫と努力を積み重ねているところである。入学者選抜に係る主たる取組として以下の2点を挙げる。第1点は、広報活動を単なる教職大学院制度の説明に終わらせず、本学の特色である教育に係る専門職業人育成のための総合的な質保証システム（カリキュラムの体系化、到達目標とカリキュラムマップ、学生の自己評価等）をも加え、「学び続ける教員」として、修学中、修学後のゴール点までを、教育委員会、学校、教員が展望できるような具体的説明に努めた。第2点は、教員養成特別コースの出願要件について、従来の小学校教諭一種免許状取得者（取得見込みの者を含む）、小学校教諭二種免許取得者（取得見込みの者を含む）で且つ幼稚園教諭、中学校教諭、養護教諭のいずれかの一種免許取得者（取得見込みの者を含む）に加え、中学校教諭一種免許状を有する者（取得見込みの者を含む。）を平成25年度入学者選抜より実施して幅広く人材を求めた。

基準領域3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析

基準3-1 A

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院では、創設からの5年間の成果を検討し、それを総括した上で以下の基本方針を設定し、平成25年度からの新しいカリキュラムを編成した。

(1) これからは知識・技能を不断に刷新するという学び続ける教員像が求められることから、学校教育に係る実践と理論の融合化(OJTと高度専門教育の補完)を充実させる。

- ① 5領域で学んだ知識や理論を活用する演習科目の設定と科目の再編
- ② 共通科目・専門科目から実習科目への体系化と単位数の見直し

(2) 教職大学院で育成すべき幅広い人材像を踏まえ、新任教員からリーダー教員に求められる教職実践力を高めるために、幅広い科目構成にして多様なキャリアに対応させる。

- ① 共通科目や専門科目の単位見直しと科目群の設定
- ② 修了要件の見直し

(3) 学卒院生と現職院生、キャリアの異なる院生がそれぞれに探究力を持って自主的に協働して学び続ける(クロスキャリアラーニング)のために、2年間を系統立った科目に改編する。

- 共通科目に学卒院生と現職院生の合同授業の設定

以上の基本方針の改訂を受け、平成25年度より新たな教育課程を編成・実施している。以下、科目区分ごとに内容及び履修方法等について詳述する。

【共通科目】: ①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、

教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域、の5領域とした。①～④の領域において、学校教育に関わる今日的課題に対応し得る実践的・体系的な知識や理論と技能を習得すべき3科目を1単位ずつで配置した。⑤の領域では、4領域で学んだ内容を活用できる力へと高めることを目指し、課題解決学習(Project Based Learning;PBL)小集団

資料3-1-①「共通科目一覧」

領域	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教育課程の編成・実施に関する領域	カリキュラムマネジメントの理論と実践	1		(* a) は、教職実践力高度化コースの学生を対象とした科目
	教科カリキュラムの構成と理論	1		
	校種間接続カリキュラム構築の理論と実践	1		
教科等の実践的な指導方法に関する領域	授業の理論と実践	1		(* b) は、教員養成特別コースの学生を対象とした科目
	教育評価の理論と実践	1		
	支援を要する子どもの理解と指導	1		
生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導の理論と実践	1		
	教育相談の理論と実践	1		
	進路指導・キャリア教育の理論と実践	1		
学級経営、学校経営に関する領域	学級経営の理論と実践	1		
	学校組織マネジメントの理論と実践	1		
	学校の危機管理の実践と課題	1		
学校教育と教員の在り方に関する領域	チーム総合演習Ⅰ	3		
	チーム総合演習Ⅱ	1		
	教職総合力開発演習 (* a)	2		
	教職基礎力開発演習 (* b)	2		
	教職キャリア開発演習	2		

(出典 平成25年度入学者用「履修の手引(専門職学位課程)」)

学習 (Small Group Discussion;SGD) を取り入れている。校種や経験年数が異なる現職教員学生に学卒学生も加わったクロスキャリアチームを組み、設定された課題解決に取り組む演習科目 (チーム総合演習Ⅰ・Ⅱ) である。また、学生個々が有するキャリアに応じた解釈の広がりや省察の深化、キャリアパスをビジョン化する力へと高めることを目指し、実習科目と関連を持たせ、実習を通して得た学びについて、SGD を使って取り組む演習科目 (教職総合力開発演習, 教職基礎力開発演習, 教職キャリア開発演習) である (資料3-1-①)。

「教職実践力高度化コース」「教員養成特別コース」の院生ともに、17科目20単位を必修として履修する。

【専門科目】: 高度専門職業人としての教員が有すべき力とした教職実践力を高めるため、教職に関する学生のキャリア課題に応じ

て幅広く履修できるように、4つの科目群により編成されている。「協働力科目群」は、キャリアに求められるマネジメント力やコーディネート力、コミュニケーション力などの教職に関わる協働力を育成するための専門的知識や理論とスキルの習得に関わる科目を配置している。「教育実践力科目群」は、授業実践、カリキュラム、生徒指導・教育相談、学級経営等の領域に関する専門的かつ実践的内容を中心とした、主に専門的実践力を育成するための幅広い専門的知識や技能

資料3-1-② 専門科目一覧

科目群	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
協働力	教職員の協働と組織のマネジメント 同僚性の構築とリーダーシップ 校内研修の計画と運営 ワークショップ型研修の技法 エンカウンターグループ演習		1	教職実践力高度化コースにおいては、協働力科目群から2科目2単位、総合実践力科目群から2科目6単位を必修とし、かつ、協働力科目群、教育実践力科目群及び教科・領域専門力科目群から10単位以上を選択し、合わせて18単位以上履修すること。 教員養成特別コースにおいては、総合実践力科目群から5科目11単位を必修とし、かつ、協働力科目群、教育実践力科目群及び教科・領域専門力科目群から5単位以上を選択し、合わせて16単位以上を履修すること。
			1	
			1	
			1	
			1	
教育実践力	総合的な学習の時間のカリキュラム開発 学習指導要領と教育課程 授業実践事例研究 教材教具の開発演習 学校教育におけるICT活用と情報デザイン 学習者の心理と授業 学校防災教育の開発 教科等指導の事例研究 生徒指導・教育相談における関係機関との連携 子どもの内面理解 教育相談の技法と実践 生徒指導実践事例研究 生徒指導の実践 子ども理解に基づく学級経営の実践と課題 人権教育・道徳教育の実践と課題 家庭・地域・学校の連携構築 学級経営の実践方法論		1	
			1	
			1	
			1	
			1	
			1	
			1	
			1	
			1	
			1	
			1	
教科・領域専門力	乳幼児から児童期の発達支援と課題 発達障害児への理解と対応 現代社会の諸課題と社会認識教育 社会系教科の授業研究 数学の専門性と教育		2	
			2	
			1	
			1	
			2	
総合実践力	学校アセスメント演習 (*a) キャリア課題演習 (*a) 授業実践研究Ⅰ (*b) 授業実践研究Ⅱ (*b) 実践課題研究 (*b) 教育実践演習Ⅰ (*b) 教育実践演習Ⅱ (*b)		2	
			4	
			2	
			2	
			1	
			2	
			4	

(出典 平成25年度入学者用「履修の手引(専門職学位課程)」)

の習得に関わる科目を配置している。教科・領域専門力科目群は、専門教科内容及び専門領域に関する理論的、実践的内容についての教科・領域の専門力を育成するための専門的知識や理論とスキルの習得に関わる科目を配置している。「総合実践力科目群」は、実習に係る実践的内容に対応する理論やスキルを統合させる応用・発展的内容を主にした、教職としての指導力や専門力、教科専門力を総合した実践力を育成するための専門的知識や技能の習得に関わる科目を配置している。

「教職実践力高度化コース」は、「協働力科目群」から2科目2単位、「総合実践力科目群」から2科目6単位を必修とし、かつ、「協働力科目群」「教育実践力科目群」「教科・領域専門力科目群」から10単位以上を選択して、合わせて18単位以上を履修することとしている。「教員養成特別コース」は、「総合実践力科目群」から5科目

11単位を必修とし、かつ、「協働力科目群」「教育実践力科目群」「教科・領域専門力科目群」から5単位以上を選択し、合わせて16単位以上を履修することとしている（資料3-1-②）。

【実習科目】：「教職実践力高度化コース」では、「学校課題フィールドワークⅠ」（4単位）、「学校課題フィールドワークⅡ」（4単位）、「地域プロジェクトフィールドワーク」（2単位）の3科目計10単位である。

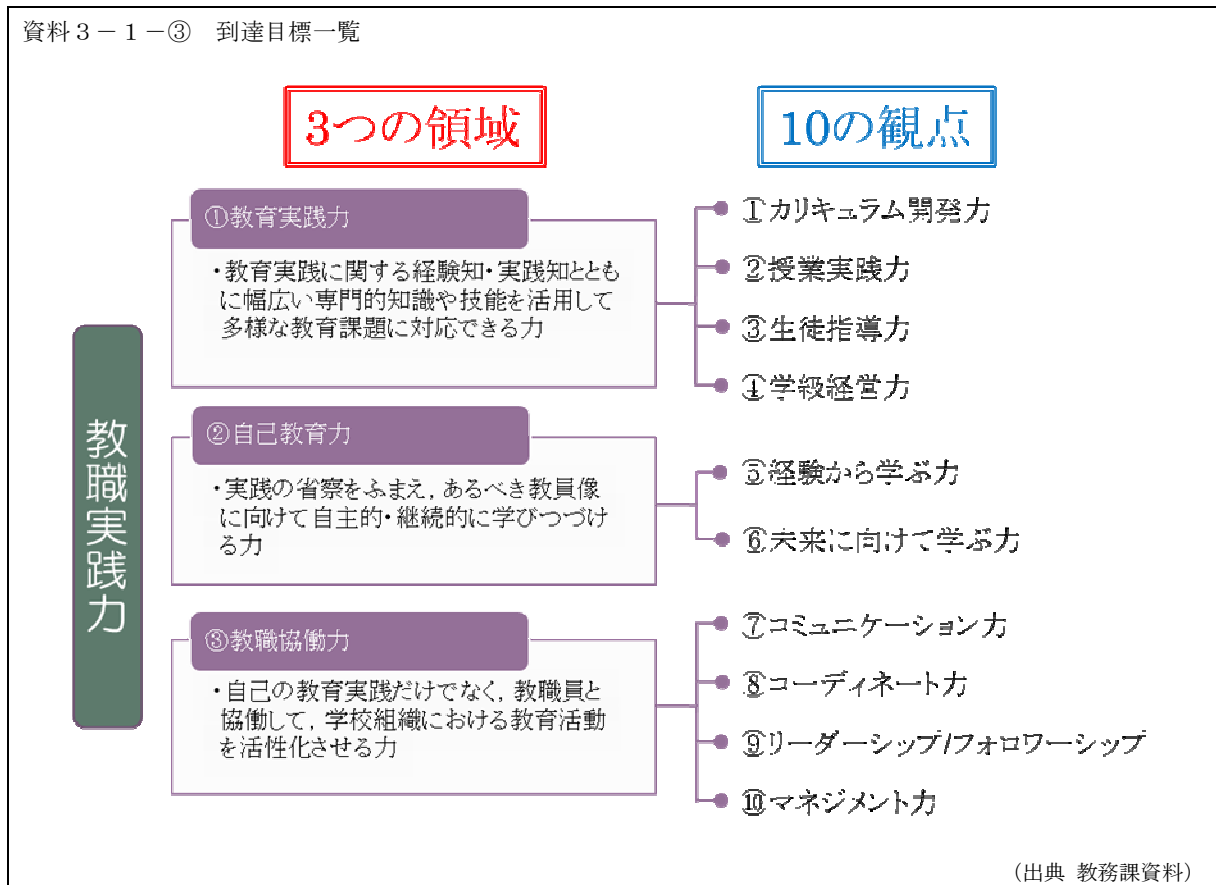
学校課題フィールドワークⅠと学校課題フィールドワークⅡは、継続性のあるテーマに基づき取り組む実習である。1年次に現職教員学生が勤務校のアセスメントに取り組む「学校アセスメント演習」を2年次からの実習に連結させ、学校課題フィールドワークⅠでは、実習校の課題解決の方策について実習校と協議しながら、その具体的実践を進める。学校課題フィールドワークⅡでは、学校課題フィールドワークⅠの成果をもとに、課題解決の方策をさらに精緻化し、その実践と評価を行う。実習を通して、学校が直面する具体的な課題に関する「分析・方策の立案・実践と評価」という一連のプロセス（R=P-D-C-A=P）を実地に体験し、現職院生のキャリア及び課題解決のための必要性に応じて、個人の力量の向上を目指すと同時に、他の教職員との連携協働・関係他機関との連携・学校組織の運営等に関与することによって、課題解決のために必要なコミュニケーション力、コーディネート力やマネジメント力の向上を目指している。

地域プロジェクトフィールドワークは、共通科目の「教職総合力開発演習」と連動させ、事前に設定された課題について、連携協力校での参与観察と課題解決案の創出にプロジェクトチームで取り組む実習である。実習を通して院生には、①「チーム総合演習Ⅰ」で習得した課題解決案を探究し構築する力やキャリアを越えた仲間の知見を結集させて課題に取り組む協働力の実現化を目指す（教職協働力の活用）、②実習先となる地域や学校について、学校教育の背景となる地域社会や学校の教育活動の特徴などを理解する（自己教育力の活用）、③その地域や学校が求める教育課題について、解決案を構築し、実習の成果物として提案する（教育実践力の活用）ことを目指している。

「教員養成特別コース」では、「基礎インターンシップⅠ（子ども理解）」（2単位）、「基礎インターンシップⅡ（授業実践）」（2単位）、「総合インターンシップⅠ」（4単位）、「総合インターンシップⅡ」（4単位）の4科目計12単位である。

また、平成21年度から実施している教職大学院における「到達目標」については、平成25年度からの新しいカリキュラムに対応する内容に再設定した。新しいカリキュラムでは、今日の“正解なき”多様な教育課題に対応していくため、学校教育に関する幅広い専門的知識や技能に基づいた主体的・組織的・循環的な課題対応力を教職実践力として、その養成を目指す。教職実践力は、①教育実践力、②自己教育力、③教職協働力の3つの力から成っている。これら3つの力には、それぞれを具現化する要素が設定されている。「教職実践力」には、「カリキュラム開発力」「授業実践力」「生徒指導力」「学級経営力」の4つの力である。「自己教育力」には、「省察力：経験から学ぶ力」「未来に向けて学ぶ力」の2つである。「教職協働力」には、「コミュニケーション力」「コーディネート力」「リーダーシップ/フォロワーシップ」「マネジメント力」の4つである。これらの力を3観点10領域の到達目標にして教育課程に反映させている（資料3-1-③）。授業科目における到達目標はシラバス上に明記するとともに、到達目標と授業科目の関係をマトリックス表に整理して明示した「カリキュラムマップ」をライブキャンパス上に掲載・公表している（資料3-1-④）。

資料3-1-③ 到達目標一覧



資料3-1-④ カリキュラムマップ

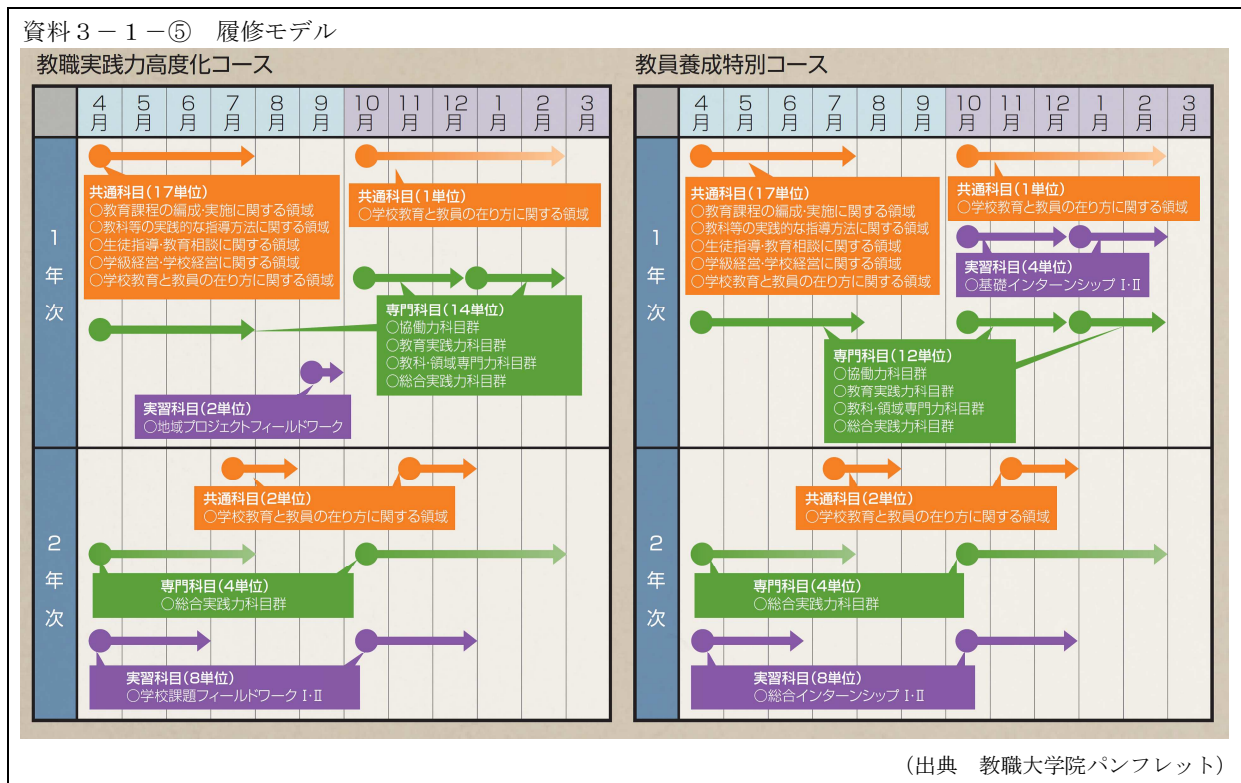
平成25年度 教職大学院カリキュラムマップ(教職実践力高度化コース、教員養成特別コース共通)

領域	観点	到達目標	共通科目					専門科目										実習科目						
			第Ⅰ領域	第Ⅱ領域	第Ⅲ領域	第Ⅳ領域	第Ⅴ領域	協働力科目群	教職実践力科目群	教科・領域専門力科目群	総合実践力科目群	本領域の高度化コース	教員養成特別コース											
教育実践力	カリキュラム開発力	学校の教育課程の編成に関する専門的知識と技能を活用できる	○	○															△	○	○	△	△	
	授業実践力	教科や領域 特別活動などの授業実践に関する専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○														△	○	○	△	△
	生徒指導力	生徒指導・教育相談等に関する専門的知識と技能を活用できる				○															△	○	○	△
	学級経営力	学級運営に関する専門的知識と技能を活用できる	○		○	○															△	○	○	△
自己教育力	経験から学ぶ力	実践経験の省察をもとに、自分の実践の意味や課題を明らかにする、とができる	○	○	○	○														○	○	○	○	
	未来に向けて学ぶ力	教員としてあるべき姿やのびるべき姿としての課題に気がついて、学びを進めることができる	○			○														○	○	○	○	
教職協働力	コミュニケーション力	学校教育に関わる様々な人々との対人対話や対人交渉に必要な専門的知識と技能を活用できる	○	○	○	○														○	○	○	○	
	コーディネート力	学校教育活動に係る人、時間、場所、内容などの限制に必要な専門的知識と技能を活用できる				○														△	○	○	○	
	リーダーシップ/フォロワーシップ	学校教育に関わる様々な目標達成に向けて、組織的取組を進捗していくチームワークに必要な専門的知識と技能を活用できる	○																			○	○	
	マネジメント力	学校教育に関わる様々な教育活動において、組織運営や組織改善の推進に必要な専門的知識と技能を活用できる	○																		△	○	△	

※ △: 院生の実習課題
 ※ 第Ⅰ領域→教育課程の編成・実施に関する領域、第Ⅱ領域→教科等の業務的な指導法に関する領域、第Ⅲ領域→生徒指導、教育相談に関する領域、
 ※ 第Ⅳ領域→学級経営、学校経営に関する領域、第Ⅴ領域→学校教育と教員の在り方に関する領域

(出典 教務課資料)

各コースは、それぞれ発達・伸長させるべき専門性やキャリア課題に合わせた専門科目を設定し、現職教員学生を対象とするコースと学卒学生を対象とするコースに分けて「時間割表」と「履修モデル」を設定している（資料3-1-⑤）。



また、学生一人ひとり学習プロセスを自己管理できるように全ての学生に週録（実習時には実習週録に切り替える）を義務付けている。それらにより、各コースの専任教員は学生一人ひとりの学習プロセスを把握し、課題を抱える学生には適時に相談・支援する学習サポートシステムを構築している。

組織的な教育の質の維持・向上に取り組んでいくため、「教職大学院自己点検・評価委員会」（資料3-1-⑥）の下部組織として「ファカルティディベロップ部会」（以下「FD部会」）に位置付け、特に授業改善等に取り組んでいる。全授業科目で実施している「大学院生による授業評価アンケート」の結果を受けて、授業担当者が分析した内容を報告書に作成し、さらに「FD部会」を経て「教職大学院自己点検・評価委員会」で評価することで授業の改善に努めている（資料3-1-⑦）。

資料3-1-⑥ 自己点検・評価委員会

（自己点検・評価委員会）

第5条 自己点検・評価委員会は、次に掲げる事項を企画し、実施する。

- (1) 実践専攻に係る教育の質の向上や改善等についての評価を統括すること。
- (2) 実践専攻としての組織的な教育の質の維持・向上の取り組みを行うこと。

2 自己点検・評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育研究担当）
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 実践専攻各コースの教育を担当する教員各1人
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第5号及び6号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

- 5 自己点検・評価委員会に委員長を置き、委員長は、実践専攻専攻長をもって充てる。
(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

資料 3-1-⑦ 教職大学院におけるFDについて (抜粋)

教職大学院FD関連事業一覧

FD事業	事業内容	時期
【委員会関連】		
○FD部会	・授業評価、観点別評価、到達状況、勤務校・教育委員会アンケート等の実施内容・方法等について検討 構成員：専攻内の4～5名で構成	不定期
○外部評価委員会	・実践専攻に係る教育課程及び教育方法等の評価並びに改善等を行う。 構成員：担当副学長、専攻長、各副専攻長、各コース長、四国四県教育委員会関係者各1名、チーフコーディネーター	年2回程度
○教職大学院連携協力校運営チーム	・実践専攻に係る実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティディベロップメント等を行う。 構成員：担当副学長、専攻長、各副専攻長、各コース長、各コース担当教員各1名	年2回程度
○教職大学院自己点検・評価委員会	・実践専攻に係る教育の質の向上や改善等についての評価を統括する。 ・実践専攻としての組織的な教育の質の維持・向上の取り組みを行う。 構成員：担当副学長、専攻長、各副専攻長、各コース長、各コース担当教員各1名	不定期

(出典 教務課資料)

教育課程の編成については、教育委員会関係者等の意見を反映させ、不断に改善していくことを目的として「教職大学院外部評価委員会」を設置している(資料3-1-⑧)。授業評価等の結果、公開授業や学修成果発表会の参観をもとに、授業内容や授業方法等に関する教育課程の改善点について、委員からの意見を聴取するとともに、次年度に向け、改善状況を評価することを目的としている。

資料 3-1-⑧ 教職大学院外部評価委員会

(外部評価委員会)

第3条 外部評価委員会は、実践専攻に係る教育課程及び教育方法等の評価並びに改善等を行う。

2 外部評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長 (教育研究担当)
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 実践専攻各コース長
- (5) 徳島県教育委員会及び都道府県教育委員会の関係者
- (6) 学長が必要と認めた者

3 前項第5号及び第6号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 実践専攻専攻長は、外部評価委員会の業務を統括する。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

(基準の達成状況についての自己評価 A)

- 1) 教職大学院の2つの目的・機能である「新しい学校づくりの有力な一員となりうる新任教員の養成」及び「スクールリーダーの養成」を果たすのにふさわしい教育課程を編成している。
- 2) 共通に開設すべき授業科目の5つの領域について、各々適切な科目が開設され、習得型と活用型の科目を有機的に関連させて履修されるように編成している。
- 3) 共通科目の土台に、学生のニーズに応じた幅広い専門科目が履修でき、広い視野と確かな専門性を持ち、高度専門職業人としての教員が有すべき力である教職実践力を高める人材育成が行われている。

4) 教育課程は、教職大学院の制度並びに目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合化を目指した体系的編成となっている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準3-2 A

○ 教育課程を展開するにふさわしい教員の配置、授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

[基準に係る状況]

教職大学院の専任教員は、22名(うち実務家教員11名(うち1名はみなし実務家))であり、専門職大学院設置基準の教員定員数11名を大きく上回るとともに、実務家教員の割合も50%で、理論と実践の融合を図る視点からも、十分に機能し得る教員の配置となっている。(資料3-2-①)。

授業形態に関しては、平成24年度までの全授業にティーム・ティーチングを適用することの問題点を踏まえ、

平成25年度からは共通科目と専門科目においては、1科目1単位(8時間)として授業内容に応じてティーム・ティーチングを採用する科目と単独で担当する科目に整理した。すなわち、習得型の科目は基本的に単独教員による授業形態で、活用型の科目はティーム・ティーチングの授業形態をとるように改善した。

授業内容については、先述したように共通科目では5領域の枠組みを踏襲しながら、学校教育や教職に関わる内容に関する知識や理論、技法の原理原則について習得する内容の授業と、それらを活用し、現場が直面している問題や諸課題について、その具体的な解決策・対応策を個人及び集団で考案する内容の授業となっている。

専門科目においては、教育課題に関わる幅広い内容を取り扱いながら学習を深化させる「教育実践力科目群」「教科・領域専門力科目群」、理論知や実践知・経験知の活用に関わる内容を扱う「協働力科目群」、それらの知見を包括的・総合的に活用しながら、さらに探究する内容を取り扱う「総合実践力科目群」として、授業内容の性質を生かす編成をしている。

授業方法に関して、共通科目では5領域のうち①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営、学校経営に関する領域の4領域は、習得型科目に、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域は活用型科目と位置付け、前者は講義形式を基本にしてケーススタディやグループディスカッション(Small Group Discussion;SGD)などの手法も取り入れ、後者は演習形式を基本にして、システム思考や課題解決学習(Project Based Learning;PBL)を取り入れ、授業科目のねらいを実現可能にする授業方法を導入している。専門科目では、理論と実践の融合を図るとともに実践性と専門性を深化させる観点から、ワークショップやケースカンファレンス、フィールドワーク、ロールプレイング、プレゼンテーションなど、授業内容と設定した到達目標に応じた授業方法の創意工夫がされている。特に教員と学生との双方向及び学生同士の主体的かつ共同学習を展開させる授業方法が学生の学びに効果的であることが、授業評価や学生の週録などから読み取ることができる。これらは授業者の授業改善へと動機付ける要因となっている。

教育課程の編成の趣旨に沿って、1年間の授業計画、授業内容・方法、単位認定の基準等をシラバスに明記の

資料3-2-① 教職大学院教員配置表

(平成25年5月1日現在 単位:人)

コース名	教員別	教授	准教授	講師	助教	計
教職実践力高度化コース	研究者	4	1	1	0	6
	実務家	2	3(1)	1	0	6(1)
	計	6	4(1)	2	0	12(1)
教員養成特別コース	研究者	2(1)	2	1	0	5(1)
	実務家	2	2	※ 1	0	5
	計	4(1)	4	2	0	10(1)
合計	研究者	6(1)	3	2	0	11(1)
	実務家	4	5(1)	2	0	11(1)
	計	10(1)	8(1)	4	0	22(2)

※みなし専任教員
()は女性教員で内数

(出典 人事課資料)

上、ウェブページに掲載するなど、学生が随時閲覧可能な体制を整備している（資料3-1-④：15頁参照）。

（基準の達成状況についての自己評価 A）

- 1) 今日の課題に対応し得る幅広い内容の授業科目に対して、教員が有する教育・研究上の業績や実務経験を生かした担当配置となっている。
- 2) 習得型と活用型の授業科目を設定することにより、理論と実践の融合を図るとともに確かな実践力を育成する構造化された教育方法が展開されている。
- 3) ティーム・ティーチングのメリットを最大限に生かせるように、活用型の授業では研究者教員と実務家教員、異なる専門分野の複数教員が協働する形態で教育指導が展開されている。
- 4) 教育課題の解決に取り組んでいくための条件や方法を探ったり、理論付けや意味付けをしたりと学びの拡充と深化をねらいに、事例研究、ワークショップ、フィールドワークなどの手法を有効に採り入れている。
- 5) 授業内容や到達目標に応じて、協同学習が展開できるように受講生数の適正化を図ったり、教員と学生との双方向及び学生同士の主体的学習を促進する授業改善に取り組んでいる。
- 6) 現職教員学生と学卒学生、それぞれの校種や教職キャリアの違いを踏まえた授業内容・方法を取り入れ、かつそれらの違いを資源にディスカッションを通して学びを深める仕組みとなっている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準3-3 A

○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

〔基準に係る状況〕

実習科目は、共通科目、専門科目で学習した教職に関する専門的知識並びに関連したスキル・方法論等を踏まえて、「実践において活用し評価する学習（理論の実践化）」、「実践の意味付けや有効性を解釈・分析する学習（実践の理論化）」として位置付けている。つまり、実習は、理論知を実践の場で活用可能な実践知へと変換する資質能力と、実践と理論的知識等を踏まえて分析・解釈することのできる資質能力を獲得させることを主たる目的とする。

その目的に到達するために、実習科目に関しては、より効果的なものとすべく共通科目・専門科目からの実習科目への体系化、実習科目間の有機的関連付けを図り、平成25年度から改編実施している。主な改善点は、①「異校種フィールドワーク」の実績を土台に教育の今日的課題に関して、連携協力地域(板野郡五町)での異校種にてフィールドワークに取り組む「地域プロジェクトフィールドワーク」に改善した、②共通科目「チーム総合演習Ⅰ」で習得した知識や技能を活用して課題に取り組むように体系付けた、③「実践の意味付けや有効性を解釈・分析する学習（実践の理論化）」をねらいに共通科目「教職総合力開発演習」と「地域プロジェクトフィールドワーク」、共通科目「チーム総合演習Ⅱ」と「基礎インターンシップⅠ・Ⅱ」、共通科目「教職キャリア開発演習」と「学校課題フィールドワークⅠ：Ⅱ」及び「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」を連動させて展開している、ことである。なお、開設科目は次に示すとおりである（資料3-3-①）。

以下の実習科目に関する記述については、平成25年度において、2年次生が旧カリキュラムで、1年次生が新カリキュラムで実施したことから、2年次生の「学校課題フィールドワークⅠ・Ⅱ」「異校種フィールドワーク」は新カリキュラムに読み替えて記述している。

資料 3-3-① 実習科目一覧

3 実習科目

所属するコース	授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
		必修	選択	
教職実践力高度化コース	学校課題フィールドワーク I	4		
	地域プロジェクトフィールドワーク	2		
	学校課題フィールドワーク II	4		
教員養成特別コース	基礎インターンシップ I (子ども理解)	2		
	基礎インターンシップ II (授業実践)	2		
	総合インターンシップ I (学級理解と実践)	4		
	総合インターンシップ II (学校理解と実践)	4		

備考 講義及び演習の単位は、15時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技の単位は、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、教員養成特別コースにおける実習科目は、45時間の授業をもって1単位とする。

(出典 平成 25 年度入学者用「履修の手引 (専門職学位課程)」)

教職大学院にふさわしい実習の設定については、現職教員学生対象の「教職実践力高度化コース」の実習と、学卒学生を対象とした「教員養成特別コース」の実習は、各々の目的に合わせて異なる形態で設計されている。現職教員学生対象のコースは、1年次に教育の今日的課題に関して、連携協力地域(板野郡五町)での異校種でフィールドワークに取り組む「地域プロジェクトフィールドワーク」と、1年次の共通科目や専門科目などを通じて習得した理論的実践的な知見を基盤にしつつ「学校アセスメント演習」を通して明らかにした現任校の課題解決に、2年次で取り組む「学校課題フィールドワーク I・II」となっている。学卒学生を対象とした「教員養成特別コース」では、1年次に本学附属小中学校で主に子ども理解や授業実践に取り組む「基礎インターンシップ I・II」と、2年次に鳴門市内の連携協力校(17小学校, 6中学校)において「実践において活用し評価する学習(理論の実践化)」に取り組む「総合インターンシップ I・II」となっている。

なお、教職大学院における実習は単なる研修とは異なることから、単に教職経験を持って安易に置き換えられるべきでないという観点から、現職教員学生の実習の免除については実施していない。

現職教員学生の実習課題は、現任校が抱える課題解決を目的とする内容のものが多く、学卒学生の実習課題は、授業づくりや子ども理解等、実践的な教育課題の理解とそれらへの対応力の育成につながる内容のものが多く(資料 3-3-②)。

資料 3-3-② これまでの主な実習テーマ

【仲間づくり】

- ・豊かな人間関係を育む学級づくり
- ・仲間づくりを基盤とした学ぶ意欲の向上
- ・へきち中学校における仲間づくり
- ・教職員の協働による学級経営の改善

【授業づくり】

- ・子どもの主体的・自主的学習を促進する授業
- ・学び合いや協同的な学習による学力向上
- ・一斉授業における個に応じた指導の工夫
- ・コミュニケーション活動を導入した思考力・表現力の育成

【生徒指導】

- ・学校適応や不適応防止へのグループワーク
- ・生活指導におけるチーム支援システムの開発や改善
- ・自己肯定感を向上させる特別活動の実践
- ・高等学校生徒の進路意識形成プログラムの開発

【特別な支援】

- ・ユニバーサルデザインを活かした学習・生活環境づくり
- ・特別支援を要する児童生徒への通常学級での支援
- ・別室登校や不登校への包括的支援
- ・発達障がい児へのソーシャルスキル指導

【家庭・地域とのつながり】

- ・地域連携型の学校行事や生徒会活動の活性化
- ・地域に開かれた学校づくり
- ・学校と家庭・地域との信頼構築
- ・特別支援教育における外部関係機関との連携

【学校づくり】

- ・学校評価システムの開発や改善
- ・校内研修の開発やその組織的推進
- ・生徒・教師・保護者が一体となった学校づくり
- ・一貫した教育を実現する幼少・小中連携の構築

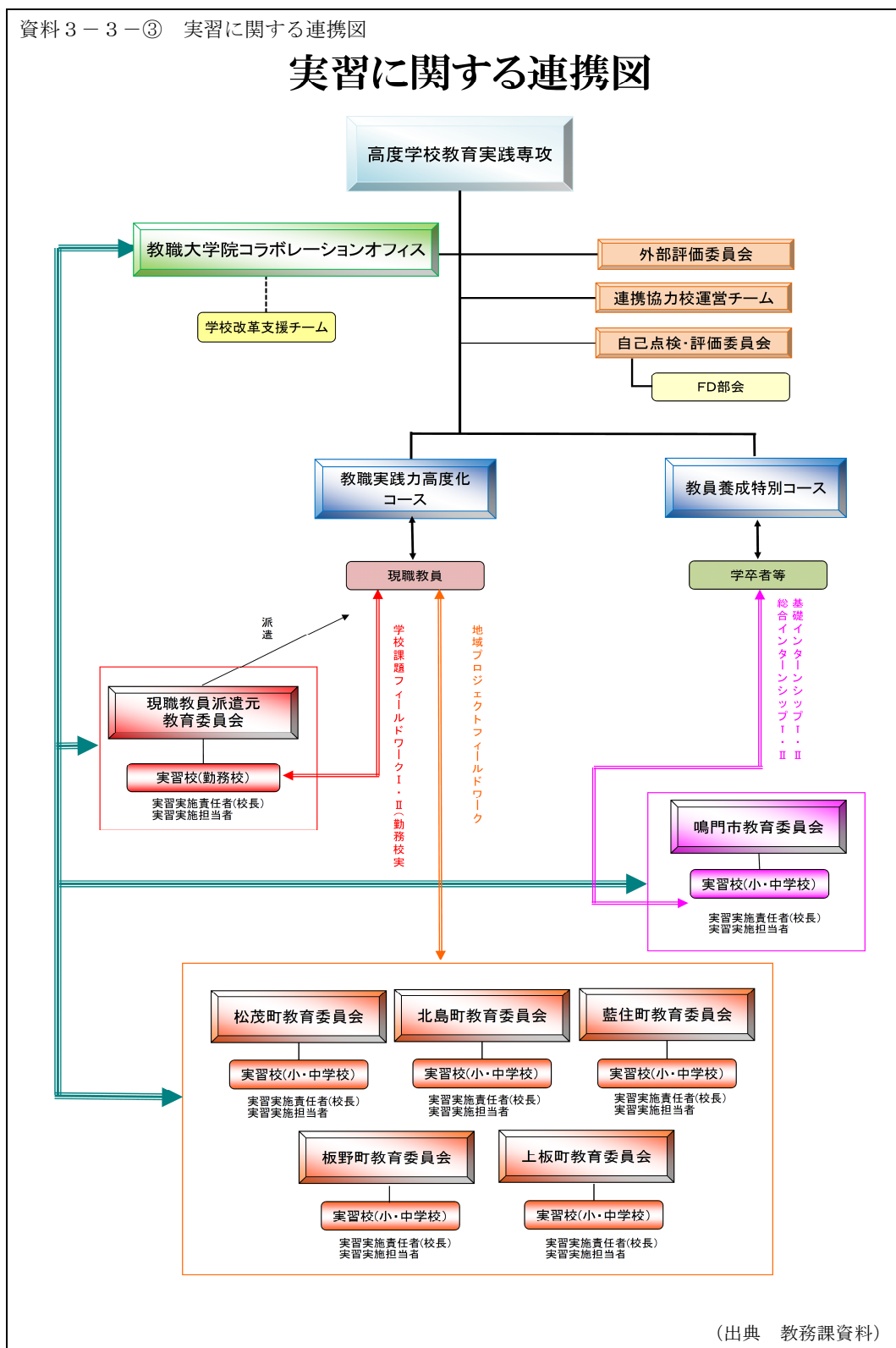
【カリキュラム開発】

- ・小学校外国語活動のカリキュラム開発
- ・幼児教育から小学校教育へ学びをつなぐスタートカリキュラムの開発
- ・キャリア教育を基盤とした生活科カリキュラム
- ・教師のカリキュラム・マネジメント力の育成

(出典 鳴門教育大学教職大学院パンフレット)

また、現職教員の派遣元教育委員会や「地域プロジェクトフィールドワーク」の受入先である板野5町教育委員会、「総合インターンシップ I・II」の受入先である鳴門市教育委員会等との連絡・調整、そして実習校に対する実習に関わる教育研究上及び物的な支援・援助については、「教職大学院コラボレーションオフィス」が窓口となり連絡・調整する体制を整えている(資料3-3-③)。

資料 3-3-③ 実習に関する連携図



現職教員学生を対象にした実習科目「学校課題フィールドワーク」は、現任校の教育課題に関して管理職及び同僚教員と共有・分析して実習課題に落とし込み、その解決に学校全体で、あるいは学年部や教科部などの校務分掌で組織的にまたは連携協働的に解決を図る一連の活動を行い、リーダー教員として必要な資質や力量形成を目指すものである。現職教員学生の現任校との連携は、入学から修了までの2年間はもちろんのこと、出願から入学までの準備や修了以降にもわたって一連の継続した連携を図るように努めている。

現職教員学生は、入学時に現任校と協議の上で「実習課題希望届」を提出している。それを踏まえて、1年次には現職教員学生が所属する3つのキャリアグループ（リーダー・ミドルリーダー・ニューリーダー）及び2名の実習指導教員のもと、「学校アセスメント演習」を通して現任校と協議を重ねていきながら、学校が抱える課題を総合的に分析し、学校・学年・学級経営、教育課程、教科指導、生徒指導など様々な領域の実態を把握し、各課題の背後にある共通要因を明確にする。それら課題解決に取り組むために、「学校課題フィールドワークⅠ・Ⅱ」では、現任校の実習担当教員2名と実習責任教員が協議して現職教員学生を学校組織内に位置付け、実習計画に基づく協働的取り組みを実践・評価するものとなっている。

実習科目における指導で留意していることは、専攻全教員の協働体制である。現職教員学生が設定する実習課題に対しては、学校教育における複数領域との関連を踏まえて組織的あるいは連携・協働的に取り組みを展開させていく必要がある。また、現職教員学生は実習を展開していく上で立つだろう学校組織内の位置取りを想定しておくことも必要である。そのために3つのキャリアグループ（リーダー・ミドルリーダー・ニューリーダー）には、それぞれのグループには、主に学校・学級経営領域、生徒指導領域、教科指導・教育課程領域に専門性を有した研究者教員と実務家教員をバランスよく配置している。現職教員学生のキャリアグループと実習指導教員を決定する具体的手順は、①1年次の入学直後に「履修に関する説明会」「学びのポートフォリオに関する説明会」「実習説明会」を実施、②キャリアグループ説明会や相談会、個別相談会、研究室訪問の実施を経て、学生が各キャリアグループで主に扱う実習課題や指導の方針、及び専任教員全員の専門領域や指導方針等を理解した上で、学生個人の実習課題の精緻化と併せてキャリアグループ希望届と主担当となる実習責任教員希望届を2段階で提出させている。これら届けに基づき、キャリアグループと実習指導教員（2名）をコース会議及び教職大学院コラボレーションオフィス会議を経て、専攻会議で決定することとなっている。

学卒学生を対象とした教員養成特別コースにおいては、連携協力校17校を3グループに編成し、各グループに当該コースの専任教員3名が担当に就いている。この場合においても主に学校・学級経営領域、生徒指導領域、教科指導・教育課程領域に専門性を有した研究者教員と実務家教員をバランスよく配置し、協働する体制をとっている。

現職教員学生の実習の内容・展開は次のとおりである。実習責任教員（大学教員）は、実習の事前・事中・事後に最低6回以上実習校（現任校）を訪問し、実習について理解と協力を得よう努めている（資料3-3-⑤）。特に、現職教員学生の実習については、日常業務に埋没し、実践研究が疎かにならないよう取り決めを行い、現任校の管理職の了承を得ることにしている（資料3-3-④）。

まず、1年次9月に「学校課題フィールドワーク実習計画案」を作成し、実習責任教員が実習先を訪問し、その計画案に基づいて実習の目的や内容の説明を行い、実習実施責任者（校長）及び実習担当者等と協議する。そして、1年次後期を中心に「学校アセスメント演習」を通して現任校のさらなる状況把握と課題の分析・整理を経て、3月に「学校課題フィールドワークⅠ実習計画案」を作成し、実習責任教員が実習先を訪問し、実習の全体計画、「学校課題フィールドワークⅠ」のスケジュールの確認等を行う。2年次には引き続き現任校との相談・協議の下で策定した実習計画に沿って、実習実施責任者及び実習担当者等と話し合いながら実習課題に関わる課題解決の実践を展開していく。

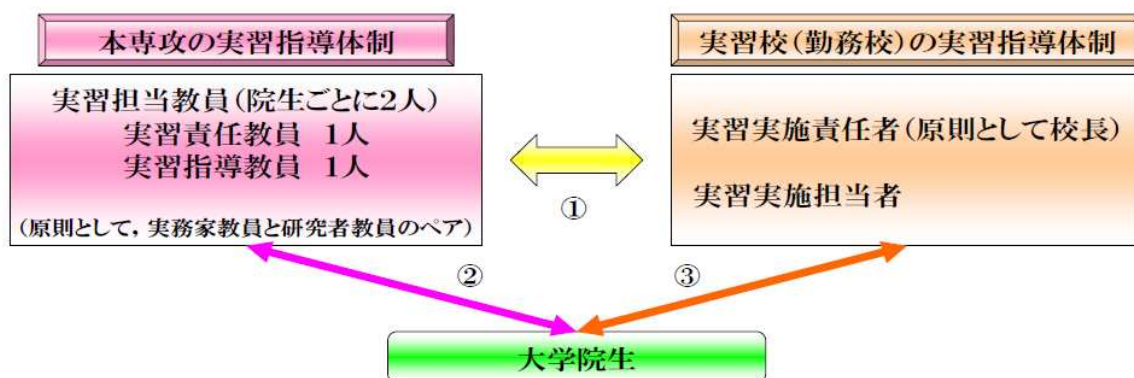
実習期間中、現職教員学生は実践内容やその成果と課題、及び実践での気づきや疑問など、実習の様子を「実習週録」にまとめ、「教職大学院コラボレーションオフィス」並びに実習担当教員に提出する。その実習週録や適宜のメールや面会での相談等によって実習状況を理解した上で、実習担当教員は期間中に必要に応じて実習校に赴き、実地指導を行う。「学校課題フィールドワークⅠ」を終了した直後には、実習週録等もとにして実習の成果と課題を「学校課題フィールドワークⅠ実習報告書」にまとめ、実習実施責任者、実習指導教員（主・副担2名）、「教職大学院コラボレーションオフィス」に報告・提出する。8月初旬には、中間発表会として1年次9

月に作成した「学校課題フィールドワーク実習計画案」から実習前半の終了後に作成した「学校課題フィールドワークⅠ実習報告書」までをもとにして、実習の活動内容等をレジュメとともにプレゼンテーションする。また、9月までには、「キャリア課題演習」を通してキャリアグループ及び実習指導教員と実習の成果と課題を踏まえて計画・内容等の見直しを行い、「学校課題フィールドワークⅡ実習計画案」を作成する。それを持って、実習責任教員は実習生とともに実習先を訪問し、実習の計画及びスケジュール（「学校課題フィールドワークⅡ実習スケジュール表」）の確認を行う。「学校課題フィールドワークⅡ」については、上記の実習期間中、終了後の手続き・手順をとっている。

このように、実習は1年前期に共通科目、後期に専門科目の履修を通し、学校教育ならびに学校教育に関わる課題解決に関する理論的枠組みを習得しながら、それらを活用するレベルまで高めることを目指した「チーム総合演習」、その学習を基盤にして地域の教育課題にチームで取り組み、さらなるレベル拡充を目指す「地域プロジェクトフィールドワーク」及び「教職総合力開発演習」を基幹科目とするカリキュラム設計となっている。また、2年次の共通科目「教職キャリア開発演習」において、実習の取り組みや課題等の省察及び報告・検討を通して、現職教員学生はこれからの教員としての使命や求められる役割や立場を踏まえながら、自身の教員としての可能性や課題をまとめていき、最終成果報告書の作成へとつなげていく。これら実習と連動させる科目を系統立て構造化することで、事前・事中・事後の指導の徹底と教育の質保証を担保している（資料3-3-⑤）。

実習の評価に関しても、実習先（現任校）と綿密に連携する仕組みとなっており、最終評価については、実習先（現任校）及び教育委員会関係者を招き、実習科目を中心に2年間の学修を総合的に評価できるよう制度化している。具体的には、実習校となる現任校に対しては、入学時に「連携協力校承諾書」により実習協力を依頼し、協力確認を行っている。また、実習先（現任校）の校長に対しては、「学習評価判定委員会」の「評価協力者」として任命し、協力を得ている。

資料3-3-④ 実習における指導体制



- ①: 実習の指導に関する共通理解
実習指導体制の確立(学校, 専攻側の実習指導担当者の配置)
巡回指導時における意見交換
- ②: 実習の事前, 事中, 事後指導
日録, 週録などによる報告と定期的・個別的な指導
- ③: 日録, 週録などによる報告と指導

(出典 教務課資料)

資料3-3-⑤ 学校課題フィールドワークⅠ・Ⅱに関わる2年間の流れ

年次	月	実習科目	運動する演習科目	主な事項	院生の実習校訪問	内 容	
1年次	4月		学校アセスメント演習		■	「学校アセスメント演習」では、必要に応じて実習校と連絡を取りつつ情報を収集し、実習校の状況を整理・分析する。	
	5月				■		
	6月				■		
	7月			大学側指導担当者の決定	■	実習責任教員と実習指導教員が決定する(様式1-1参照)。	
	8月			学校側指導担当者の決定	■	実習実施責任者と実習実施担当者が決定する。	
	9月			実習計画案Ⅰの作成	■	実習計画案Ⅰ(様式1-2)を作成する。	
				大学側担当教員の学校訪問	■	大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の目的や内容について説明する。	
	10月					■	「学校アセスメント演習」では、実習校の状況の整理・分析をさらに進め、2年次の実習につなげる。
	11月					■	
	12月			構想発表会		■	構想発表会では、学校アセスメントの成果をもとに実習の計画について発表する。
	1月					■	
	2月					■	
3月		実習計画案Ⅱの作成	■	実習計画案Ⅱ(様式1-3)を作成する。			
		学校課題フィールドワークⅠの実習スケジュール表の作成	■	学校課題フィールドワークⅠの実習スケジュール表(4~6月分)(様式1-5)を作成する。			
		大学側担当教員の学校訪問	■	大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の全体計画、学校課題フィールドワークⅠのスケジュールの確認等を行う。			
2年次	4月		学校課題演習	実習週録の作成	■	「学校課題フィールドワークⅠ」として、実習期間(4月1日~6月30日)中に実習校で最低180時間の実習を行う。 ・実習期間中は実習週録(様式1-6)を作成する。 ・フィールドワーク終了後はすみやかに実習報告書(様式1-7)を作成する。	
	5月	学校課題フィールドワークⅠ		大学側担当教員の学校訪問(巡回指導)	■	大学側担当教員が実習校を訪問し、学校課題フィールドワークⅠの巡回指導(期間中、必要回数)を行う。	
	6月			学校課題フィールドワークⅠ実習報告書の作成	■	「学校課題演習」では、学校課題フィールドワークⅠと連動し、関連する資料の分析、活動の検討、計画の修正、成果の整理等を大学で行う。	
				学校の今日的課題とその改善	■	「学校の今日的課題とその改善」では、実習の成果や課題についてグループ別の報告会や中間発表会を行う。	
	7月				■	実習の成果を高めるため、学生は実習期間外も実習校を訪問することがある。	
	8月			中間発表会	■	学校課題フィールドワークⅠの成果をもとに、中間発表を行う。	
	9月			異校種フィールドワーク		■	松茂、藍住、北島の3町の小中学校等、勤務校の学校種とは異なる学校で実習を行う。
					実習計画案Ⅲの作成	■	実習計画案Ⅲ(様式1-4)を作成する。
					学校課題フィールドワークⅡの実習スケジュール表の作成	■	学校課題フィールドワークⅡの実習スケジュール表(10~12月分)(様式1-5)を作成する。
					大学側担当教員の学校訪問	■	大学側担当教員が実習校を訪問し、実習の今後の計画、学校課題フィールドワークⅡのスケジュールの確認等を行う。
	10月				実習週録の作成	■	「学校課題フィールドワークⅡ」として、実習期間(10月1日~12月31日)中に実習校で最低180時間の実習を行う。 ・実習期間中は実習週録(様式1-6)を作成する。 ・フィールドワーク終了後はすみやかに実習報告書(様式1-8)を作成する。
	11月	学校課題フィールドワークⅡ		大学側担当教員の学校訪問(巡回指導)	■	大学側担当教員が実習校を訪問し、学校課題フィールドワークⅡの巡回指導(期間中、必要回数)を行う。	
12月		学校課題フィールドワークⅡ実習報告書の作成	■	「学校課題演習」では、学校課題フィールドワークⅡと連動し、大学で資料の分析や活動の検討等を行いながら、2年間の取り組みを整理し、最終成果報告書の作成にかかるとある。			
		学校の今日的課題とその改善	■	「学校の今日的課題とその改善」では、実習の成果や課題についてグループ別の報告会や成果発表会を行う。			
1月			■	実習の成果を高めるため、学生は実習期間外も実習校を訪問することがある。			
2月		最終成果報告書の提出	■	2年間の学修成果を報告書として提出する。			
		評価判定プレゼンテーション	■	最終成果報告書をはじめとする2年間の学修成果について、評価判定のためのプレゼンテーションを行う。			
3月		大学側担当教員の学校訪問	■	大学側担当教員が実習校を訪問し、学生の实習成果を報告する。			
		学修成果発表会	■	本専攻の学修成果発表会を行う。			
		学位記授与式					

➡ 実習校訪問が実習としてカウントされる期間
 ...➡ 実習校訪問が実習とはカウントされない期間

(出典 実習の手引)

現職教員学生対象の「地域プロジェクトフィールドワーク」については、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町の5町の教育委員会及び学校の理解と協力の下で実施している。平成25年度は5町内3幼稚園に4名(小学校籍3名、県立学校籍1名)、12小学校に12名(中学校籍12名)が、6中学校に18名(小学校籍13名、高等学校籍5名)が配属された。実習担当教員については、コース及び研究者教員・実務家教員のバランスに留意

した。各実習校においては実習実施責任者（校長）と実習実施担当者を決定し、実習中の指導及び評価を依頼した。なお、実習計画については、実習生と実習責任教員が事前に実習校に赴き、実習実施責任者（校長）及び実習実施担当者と協議し、学校の実状を踏まえた上で作成している。その際、異校種の教育課程、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導など学校の教育活動全体を総合的に体験し、省察する機会が保証されるように、「地域プロジェクトフィールドワーク・モデルカリキュラム」（資料3-3-⑥）を配付し、実習が適切に計画されるように便宜を図った。

実習期間中は、「地域プロジェクトフィールドワーク 実習週録」を作成し、「教職大学院コラボレーションオフィス」並びに実習担当教員に提出する。実習生は実習の成果を「地域プロジェクトフィールドワーク 成果と課題の総括」にまとめるとともに、各実習校においてプレゼンテーションを行う。最終的には、実習実施責任者（校長）及び実習担当教員との合議の下で評価を行っている。

学卒学生対象の「教員養成特別コース」における実習は、鳴門市内の連携協力校において1年次後期から2年次後期にかけて実施している。1年次の実習では、本学附属小中学校で授業力、子ども理解力、学級経営力の育成を目指す実習をインターンシップ型で行い、2年次は、おおむね1年間にわたり、自ら設定した課題に沿って、教科指導や学級指導等における実践的指導力の力量の向上を図る実習を行う。また、共通科目と専門科目に実習と連動する演習科目を設定し、自ら学んだことを省察できる機会を設定している。

資料3-3-⑥ 地域プロジェクトフィールドワーク モデルカリキュラム

目安の時間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
8:00~9:00	職打ち・朝の会 1時間目	朝打ち合わせ 朝の会参加		朝打ち合わせ 朝の会参加	朝打ち合わせ 朝の会参加	朝打ち合わせ 朝の会参加	朝打ち合わせ 朝の会参加	朝打ち合わせ 朝の会参加	朝打ち合わせ 朝の会参加	朝打ち合わせ 朝の会参加
9:00~10:00	2時間目 授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助
10:00~11:00	3時間目 授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助
11:00~12:00	4時間目 授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助
12:00~13:00	給食・昼休み 清掃	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導	給食指導 昼休み指導 清掃指導
13:00~14:00	5時間目 授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助	授業参観 授業補助
14:00~15:00	6時間目									
15:00~16:00	帰りの会 放課後	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導	帰りの会 部活動指導
16:00~17:00	放課後	部活動指導	部活動指導	部活動指導	部活動指導	部活動指導	部活動指導	部活動指導	部活動指導	部活動指導

勤務形態とモデルカリキュラムについて
 ※朝8:00~17:00等、実習校の勤務時間に合わせて出退勤する
 ①授業にかかわる実習(参観、TT等)を、10時間以上設定する
 (授業参観、授業補助(準備含む)、TT指導等、授業の実施にかかわる時間を計上とする)
 (授業補助とは、授業参観とTT指導の中間概念で、授業の中での必要に応じた補助や個別支援、その他授業準備補助を指す)
 (特別支援学級での参観、補助等も可能な範囲で計画に入れる)
 ②行事、特別活動(給食指導、清掃指導含む)、部活動にかかわる実習を、10時間以上設定する
 (学校・学年行事、給食・清掃指導、朝の会・帰りの会、部活動指導等の時間を計上する)
 ③朝の打ち合わせ、職員会議、校内研修、学年部会、校長先生等の講話等、学校運営にかかわる実習を、5時間以上設定する
 (校長先生等の講話:長期履修の教育実習者に対して設定されている校長先生、人権主事の先生等の講話等も計画に入れる)
 ※①~③設定した実習時間が、合計60時間となるように計画する

参考例
 ①27時間
 ②22時間
 ③11時間
 合計60時間

実習受け入れ母体と異校種フィールドワーク計画の作成について
 学年、学級、教科部での受け入れが、想定される
 各学校の実情に応じて、学校長と異校種フィールドワーク指導教員(大学側)との打ち合わせの中で決定する
 (参考資料等:実習者の主担当教科、担当可能な部活動等を記入した実習生のプロフィールを参考にする
 6~7月に実習校訪問を実施し、実習者とともに異校種フィールドワーク指導教員が学校関係者と打ち合わせをする機会をもつ
 計画したこと、特に校長が必要と認める事柄については、その指示に従って実習をすすめる)

プレゼンテーションについて
 10日間の実習終了後、9月末までに、学校の日程、聞いていただく対象等を調整のうえ、プレゼンテーションを実施する

(出典 教務課資料)

「教員養成特別コース」の実習は、鳴門市内の大規模から小規模の学校を含む17の小学校（連携協力校）において実施している。実習校で実習を担当する教員は、本学大学院修了者を中心に幅広く確保しており、実習期間中、大学教員は週1回以上実習校を訪問し、実習校の実習指導担当者と綿密な打ち合わせを行う等、実習指導体制を整えている。さらに、実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティ・ディベロップメント等を行うため、鳴門市教育委員会関係者、連携協力校代表者で構成する「連携協力校運営チーム」を設置し、教育委員会・学校・大学の三者による連携体制を構築している（資料

3-3-⑦)。

資料 3-3-⑦ 連携協力校運営チーム

(運営チーム)

第4条 運営チームは、実践専攻に係る実習の企画・評価、指導方法の評価・改善並びに実習担当教員及び実習実施担当者に対するファカルティディベロップメント等を行う。

2 運営チームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育研究担当）
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 実践専攻副専攻長
- (4) 教職大学院コラボレーションオフィス長
- (5) 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター
- (6) 実践専攻教員養成特別コースの専任教員
- (7) 徳島県内教育委員会の関係者
- (8) 徳島県内連携協力校の関係者
- (9) 学長が必要と認めた者

3 前項第7号から第9号に規定する者の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に規定する者は、再任されることができる。

5 実践専攻専攻長は、運営チームの業務を統括する。

(出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程)

(基準の達成状況についての自己評価 A)

- 1) 実習校の教育課程、教科指導、生徒指導、学級経営、学校経営など、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられている。
- 2) 実習校の諸課題の解決にあたり、1年間にわたり学生自らが企画・立案した解決策を実施・評価・改善することで、自ら学校課題に主体的かつ協働的に取り組む資質・能力の育成が図られている。
- 3) 現職教員学生及び学卒学生の人数や学校種に応じた適切な実習校が確保され、それらとの連携が十分に図られている。
- 4) 連携協力校に対して、学部実習との差異についての理解を図る努力が払われている。
- 5) 実習校に対して、間接的かつ直接的に実習指導教員が指導・支援を行っている。
- 6) 現職教員学生が実習校において日常業務に埋没しないように配慮をしている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-4 A

○ 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

[基準に係る状況]

2年間を見通した履修と学習ができるように、入学直後から活動直前の適切な時期にオリエンテーションや説明会を計画的に実施している。具体的には、①1年次の入学直後に「履修に関する説明会」「学びのポートフォリオに関する説明会」「実習説明会」を実施、②1年次の夏休み前に「学校アセスメント演習」説明会の実施、③1年次2月に「実習説明会」の実施、を行い事前準備に取り組めるように配慮している。また、学生の学びを拡散させない予防的措置として、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第8条の2で、1年間の履修科目の登録の上限を38単位としている(資料3-4-①)。学生自身は「学びのポートフォリオ」により入学から修了までの2年間を履修・学習状況を自己管理する「学びのポートフォリオ」に取り組んでいる。その仕組み

は、①自己評価・分析に基づき、課題を設定する仕組み（自己評価シート、到達状況シート、課題設定シート〔リフレクションシート〕）、②毎日の学びを省察し続ける仕組み（週録、実習録）、③他者評価（授業担当者）に基づき、自己を客観化する仕組み（観点別評価）となっている。これらは、「教職大学院コラボレーションオフィス」で一元管理するとともに、実習責任教員が主となって履修や学習に関わる学生指導に活用する仕組みとなっている。実習科目を中心に、指導体制の基本的考え方は、専攻全教員の協働体制である。学生のニーズや実習課題などの多様性に対応し、幅広くかつ深め、究める学びを保証するため、特に教育課程の基幹科目と位置付けている共通科目の第5領域の科目群、専門科目の総合実践力科目群、実習科目においては、教員が有する専門性、及び研究者教員と実務家教員をバランスよく編成したチーム指導体制をとっている。この指導体制は、複教教員の監視眼をもつことから、アカデミックハラスメントやパワーハラスメントの防止機能も果たしている。

資料3-4-① 履修科目の登録の上限

（履修の届出）

第8条の2 専門職学位課程に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、38単位とする。

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程）

授業に関する相談等のオフィスアワーについてはシラバスの中に明記されている。また、遠隔地での実習に関する指導については、オフィスアワー以外に実習指導教員等がメールまたはSkype等のインターネットを活用するなど時間調整を図り適宜設定している。

なお、本学教職大学院は、大学院設置基準第2条または第14条等の措置は執っておらず、また、遠隔教育も実施していない。

（基準の達成状況についての自己評価 A）

- 1) 学生の履修に配慮した適切な時間割が設定されている。
- 2) オフィスアワーの設定については、教員と学生との間で適切に行われている。
- 3) 学生一人ひとりの学修状況の把握とそれを踏まえた指導が、実習期間中においても適切に行われている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準3-5 A

○ 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

〔基準に係る状況〕

成績評価基準においては「国立大学法人鳴門教育大学学則」第49条及び「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程」第11条で定め、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の5段階を設定し、S、A、B、Cを合格としている。

修了認定については、学則第73条及び学校教育研究科履修規程第4条に定め、大学院に2年以上在学し、所定の48単位（2年間の学修成果に関する最終試験を含む）以上を修得することを要件としている（資料3-5-①、3-5-②）。

これらの基準は「履修の手引」に明記し、4月の入学時のオリエンテーションで全学生に配付し説明するとともに、本学ウェブページにも常時公表している。

資料 3-5-① 「国立大学法人鳴門教育大学学則（抜粋）」

（成績の評価）

第 49 条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

（修了要件）

第 73 条

3 専門職学位課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の 48 単位（2 年間の学修成果に関する最終試験を含む。）以上を修得すること。

（出典 国立大学法人鳴門教育大学学則）

資料 3-5-② 「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（抜粋）」

（修了に必要な単位数）

第 4 条 本研究科の修了に必要な単位数は、修士課程については別表第 4、専門職学位課程については、別表第 5 のとおりとする。

別表第 5（第 4 条関係：専門職学位課程）

区 分	高度学校教育実践専攻	
	教職実践力高度化コース	教員養成特別コース
共 通 科 目	20 単位	20 単位
専 門 科 目	18 単位	16 単位
実 習 科 目	10 単位	12 単位
合 計	48 単位	48 単位

（成績評価の基準）

第 11 条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

2 学則第 49 条に規定する成績評価の基準は、S（100 点から 90 点まで）、A（89 点から 80 点まで）、B（79 点から 70 点まで）、C（69 点から 60 点まで）及び D（59 点以下）とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

（出典 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程）

授業科目ごとの成績評価基準については、「評価の観点」、「実際に行った評価方法」、「評価基準」を明示し、併せて、テストやレポートを用いた場合には、具体的な課題について実際に行った評価方法を明示している。FD 部会は、各授業科目の基準の確認を行い、専攻会議での審議を経て基準のさらなる明確化を組織的に進めている。

修了認定基準等については、「鳴門教育大学学位規程」第 14 条～第 23 条に明確に定めている（資料 3-5-③）。学生が作成・提出した最終成果報告書及びプレゼンテーションについて、評価委員として教職大学院専任教員 3 名と評価協力者として当該学生の実習校校長を加えたメンバーによる学習評価判定委員会において、評価基準に従い厳正に精査・評価する体制をとっている。

資料 3-5-③ 修了認定基準

第 4 章 教職修士における学修成果の総括的評価等

（教職修士の最終成果報告書の提出）

第 14 条 教職修士における学修成果の総括的評価を受けようとするときは、研究科長に最終成果報告書を提出しなければならない。

（受理報告書）

第 15 条 受理した最終成果報告書は、返還しない。

（評価の付託）

第 16 条 研究科長は、最終成果報告書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託する。

(学修評価判定委員会)

第17条 研究科委員会は、前条の規定により審査を受託したときは、当該最終成果報告書ごとに学修評価判定委員会を設置し、その評価及びプレゼンテーションを行わせるものとする。

2 学修評価判定委員会は、直接指導に当たった実習担当教員を含む教職大学院専任教員3人以上の評価委員をもって組織するものとする。

3 学修評価判定委員会が、当該最終成果報告書の評価に当たり、必要があると認めたときは研究科委員会の議を経て、評価協力者として教育委員会等の関係者の協力を得ることができる。

(プレゼンテーション)

第18条 プレゼンテーションは、当該最終成果報告書を中心として、口述により行うものとする。

(評価及びプレゼンテーションの実施)

第19条 学修評価判定委員会における評価及びプレゼンテーションの実施については、当該委員会が定めて行うものとする。

(評価結果の報告)

第20条 学修評価判定委員会は、報告書の評価及びプレゼンテーションが終了したときは、その結果を高度学校教育実践専攻会議（以下「実践専攻会議」という。）に報告しなければならない。

(実践専攻会議の審議及び報告)

第21条 実践専攻会議は、前条の報告に基づき、評価の可否を審議する。

2 前項の評価を可とする判定は、構成員（休職中の者及び公務出張中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

3 実践専攻会議は、審議結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第22条 研究科委員会は、前条第3項の報告に基づき、教職修士の学位授与の可否を審議する。

2 前項の学位授与を可とする判定は、構成員（休職中の者及び公務出張中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第23条 研究科委員会は、前条の教職修士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(出典 鳴門教育大学学位規程)

(基準の達成状況についての自己評価 A)

1) 教職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織的に策定され、学生に周知されている。

2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

第1は、平成20年度の制度設計における基本的考え方である現職教員学生が現任校の実態把握と課題設定、課題解決を通して理論に基づく学校現場の改善・改革に繋がる実習、その過程において、実践を分析する力、理論を実践に応用する力、現任校の同僚と協働する力の習得に資することの機能強化を図ることを目指し平成25年度から新カリキュラムを実施し始めたことである。新カリキュラムをより効果的なものとするべく、共通科目・専門科目からの実習科目への体系化、実習科目間の有機的関連付けを図ったことが特徴である。主な改善点は、①共通科目「チーム総合演習Ⅰ」で習得した知識や技能を活用して課題に取り組むように体系付けた、②「異校種フィールドワーク」の実績を土台に教育の今日的課題に関して、連携協力地域(板野郡五町)での異校種にてフィールドワークに取り組む「地域プロジェクトフィールドワーク」に改善した、③「実践の意味付けや有効性を解釈・分析する学習(実践の理論化)」をねらいに共通科目「教職総合力開発演習」と「地域プロジェクトフィールドワーク」、共通科目「チーム総合演習Ⅱ」と「基礎インターンシップⅠ・Ⅱ」、共通科目「教職キャリア開発演習」と「学校課題フィールドワークⅠ:Ⅱ」及び「総合インターンシップⅠ・Ⅱ」を連動させて展開している、④2年次の共通科目「教職キャリア開発演習」において、実習の取り組みや課題等の省察及び報告・検討を通し

て、現職教員学生はこれからの教員としての使命や求められる役割や立場を踏まえながら、自身の教員としての可能性や課題をまとめていき、最終成果報告書の作成へとつなげていく、⑤これら実習と連動させる科目を系統立て構造化することで、学生指導の徹底と教育の質保証を担保している、ことである。

第2は、継続学習型（学び続ける教員育成型）のカリキュラムにより、①院生自身が在学中はもとより修了後もねらいを持って学んでいくこと、②教職大学院の授業の改善につなげることをねらいにして「学びのポートフォリオ」の仕組みを設定していることである。その中で特筆すべきことは、到達目標と授業科目の関係をマトリックス表に整理して明示した「カリキュラムマップ」をライブキャンパス上に掲載・公表している「カリキュラム体系化表」である。新しいカリキュラムでは、今日の“正解なき”多様な教育課題に対応していくため、学校教育に関する幅広い専門的知識や技能に基づいた主体的・組織的・循環的な課題対応力を教職実践力として、その養成を目指す。教職実践力は、①教育実践力、②自己教育力、③教職協働力の3つの力から成っている。これら3つの力には、それぞれを具現化する要素が設定されている。「教職実践力」には、「カリキュラム開発力」「授業実践力」「生徒指導力」「学級経営力」の4つの力である。「自己教育力」には、「省察力：経験から学ぶ力」「未来に向けて学ぶ力」の2つである。「教職協働力」には、「コミュニケーション力」「コーディネート力」「リーダーシップ/フォロワーシップ」「マネジメント力」の4つである。これらの力を3観点10領域の到達目標にして教育課程に反映させることにより、教育の質の保証を担保している。

基準領域 4 教育の成果・効果

1 基準ごとの分析

基準 4-1 A

○ 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

本学教職大学院における学生の単位の修得状況について、平成 25 年度前期・後期に開講した全ての共通科目、専門科目及び実習科目において、単位修得率は 100%である。成績評価については、学則等に定める評価と併せて、到達目標に準拠した観点別評価を実施し、全成績を到達目標の観点別に集計した結果を学生に明示することにより、学生の学修課題設定にあたっての参考としている。

本学教職大学院における修了率は、平成 24 年度入学者 44 名のうち、修了者 44 名で 100%となっている。

修了生の教員免許取得は、資料 4-1-①のとおりであり、教職大学院の目的に沿った効果を上げている。

資料 4-1-① 「平成 25 年度教育職員免許状一括申請件数一覧表」

学部・学科・コース	申請人数	免許教科	左の免許教科に係る免許状種別申請件数																					
			幼稚園			小学校			中学校			高等学校			養護			特別支援学校			計			
			専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	2種				
高度学校教育実践専攻	38		2			24																		26
		国語									2			1										3
		英語									3			3										6
		社会									6													6
		地理歴史												5										5
		公民												5										5
		数学									2			2										4
		理科									2			2										4
		音楽									2			2										4
		美術									2			2										4
		保健体育									1													1
工芸												1										1		
計	38		2	0	0	24	0	0	20	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69

(出典 教務課資料)

修了の認定基準及びその認定方法については、「鳴門教育大学学位規程」において、既設の修士課程と明確に分けて示しており、その内容や方法も「教職修士（専門職）」の学位認定に適切な設定を行っている（資料 3-5-③：29 頁参照）。修了の認定については、「鳴門教育大学学位規程」第 14 条から第 23 条の規定に基づき、2 年次において作成する「最終成果報告書」とそのプレゼンテーション等をもとに、学生ごとに構成する学修評価判定委員会により合否判定を行う。学修評価判定委員会には、実習校の校長等も評価協力者として判定に加わっており、各委員が、現職教員学生、学卒学生に対応する到達目標に準拠した領域別評価と総合評価を行い、その結果を専攻会議及び大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て、教授会で最終的な修了判定を行っている。

本学教職大学院においては、学生に対する綿密な指導実施計画を立案し、事前に学生に提示している。学生は各科目間の関連性と時系列での学修展開過程を理解し、2 年間の学修過程と成果を展望することができる。

また、本学教職大学院の到達目標（資料 3-1-④：15 頁参照）に対して、学生が「到達状況シート」、「課題設定シート」、「週録」を作成・提出することにより、学生は学修の過程を省察し、教員は学生の学修状況を把握する仕組みを構築している。「到達状況シート」による学生の自己評価は、入学時、2 年次当初、2 年次末の 3 回

実施しており、平成 25 年度修了生においては、設定された領域別・観点別の到達目標について年次を経るごとに着実に力量を高めている（資料 4-1-②）。

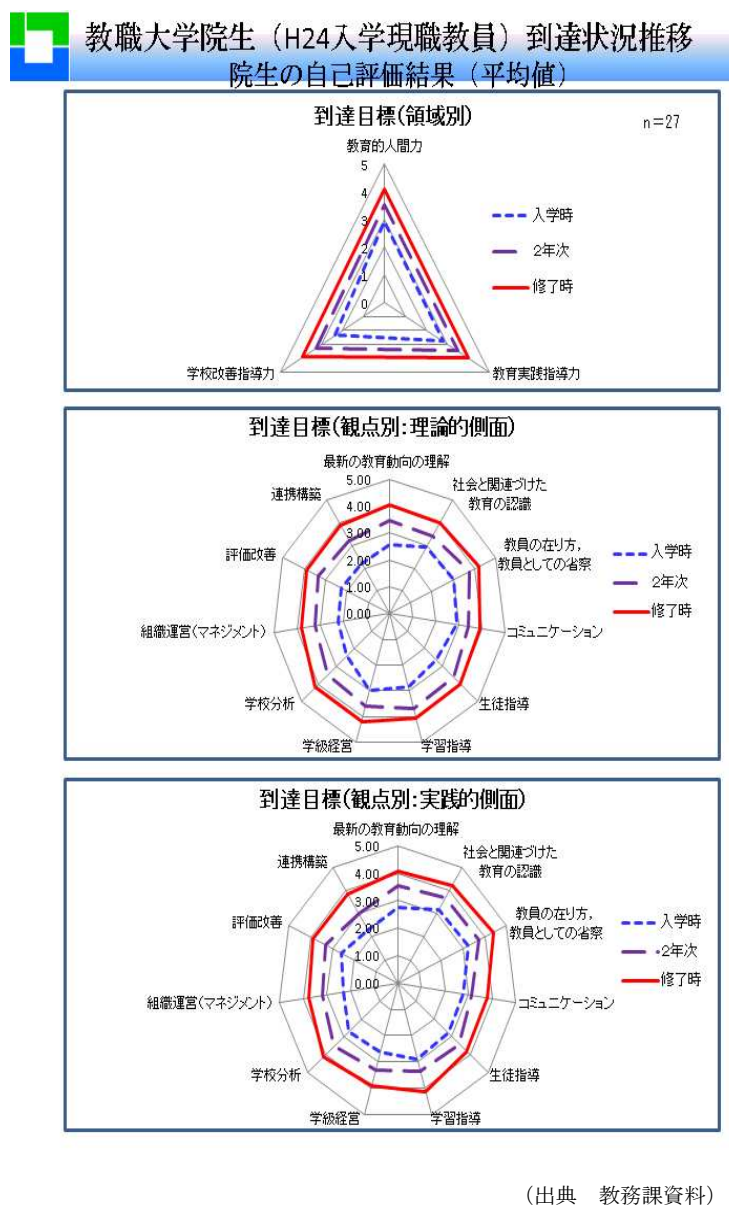
さらに、本学では、教育等の効果、検証のため、卒業・修了時、卒業生・修了生を対象に、「教育等に関するアンケート」を実施している。本学教職大学院では、平成 25 年度修了生を対象に実施した結果、本学で学んだことの成果に関する項目中、「教育内容の満足度」については、肯定的な回答は 91.7%であった。「2年間の学修を通して、教員としての資質能力の向上につながったか」との設問には、肯定的な回答が 94.4%であった。また、教職大学院の特色である実習科目について、「学校の教育活動や学校運営の改善に資する経験やスキルが習得できたか」との設問には、肯定的な回答が 91.7%であった。

このことから、本学教職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

現職教員学生は修了後、現任校または教育委員会等で勤務している。学卒学生における修了後の進路状況は、平成 25 年度修了者 10 名のうち、10 名が公立学校教員（臨時を含む）として採用されている。

「最終成果報告書」に示された実践研究課題（資料 4-1-③）は、「最終成果報告書内容の要旨」においてより詳しく示されているとおり、その内容が現職教員学生は学校や地域の課題、学卒学生は教師としての力量形成と密接に関連したものであり、教職大学院の目的に沿った内容となっている。

資料 4-1-② 到達状況の推移



資料 4-1-③ 「平成 25 年度 実践研究題目一覧」

所属	実践研究課題
学校・学級経営コース	自律性の獲得を志向した子ども支援の組織的・連携的展開 ー学習支援ツールの開発・活用から始める組織化の実践を中心にー
	生徒の目的意識醸成に向けた協働的・学校・学級経営の在り方 ー総合学科における学校組織マネジメントの展開を通してー
	通常学級における「教育的支援を必要とする児童」への支援に向けた取り組み ー教職員の協働支援体制づくりをめざしてー
	リーダー性を養い、主体的な学習姿勢を身に付けることにより、短期目標としての進路実現につなげる ーキャリアノート指導を通じた自己理解と学習の総整理ー
	自己の在り方の探究をふまえた学習意欲の形成をねらいとする教育改善 ー学校組織開発理論を活用した普通科高校における試みー
	生徒の主体的な学びづくりのための組織的な教育活動の改善 ー教職員の協働を通してー
	教職員の協働による教育改善をめざして
	大規模校における学校組織の信頼関係に基づく「協働」～生徒が抱える教育課題を軸とした学校組織化～
	生徒の自分づくり、夢づくりのための組織的な教育活動の展開 ー信頼関係の構築を基軸とする学校組織マネジメントを活用してー
	盲学校・聾学校併置に向けたビジョンを共有できる学校づくり ー教職員の専門性向上のための取り組みを通してー
学校臨床実践コース	円滑な幼小接続をめざしたコーディネーションの実践 ー子どもの発達や学びの連続性に着目してー
	特別支援教育の視点を活かした学習環境整備と授業づくり
	中学校における別室での学習支援と教育相談 ～居場所づくり「なかなかE-time」の試み～
	日本語指導が必要な児童の学校適応をめざして ー個別指導「びかりタイム」の取り組みを中心にー
	意見交流による児童の自発意識と教員の協働意識を醸成する実践 ～自己肯定感の向上をめざして～
	小学校で伝え合う力を育成するための実践 ～グループワークとミュージックタイムを活用して～
授業実践・カリキュラム開発コース	子どもの科学概念獲得を促進するための授業研究 ー中学校理科における粒子概念獲得をめざしたイメージ化の方法ー
	ユニバーサルデザインをもとにした小学校体育科の授業改善 ー「跳び箱運動」の達成感を高める指導法の開発ー
	社会的事象への関心を高める授業方法の研究 ー授業における情報提示の工夫を通してー
	児童の「書く」支援を通して言語活動の充実をめざす授業の実践 ー児童の主体的な学びを促すワークシートの作成とその活用ー
	高等学校英語におけるAll Englishでの効果的な指導法 ーIn Put学習とOut Put活動の支援の在り方ー
	中学生のプリコンセプションに対応した理科の授業実践
	地域の教育的資源を有効活用した特色あるカリキュラムの開発
	特別支援学校における授業改善のための協働性の構築 ー研修体制の見直しと教師の専門性の共有化をめざしてー
	小学校における基礎的・基本的な学力の定着をめざして ー家庭での学習習慣の育成を図る取組をとおしてー
	ICT活用による思考力・表現力の育成 ～ホワイトボードからタブレット端末につながる協同的学習の実践を通して～
	日本美術を通じた鑑賞授業に活用できるICT教材の開発とその効果
	教員養成特別コース
学ぶ意欲を育むための授業づくり ー一人ひとりの学びを支える場の構成からー	
児童が意欲的に学習できるようにするための支援 ー一人ひとりの思いや考えを生かせる授業づくりー	
児童が学ぶための発問の工夫	
児童同士での考えをつなげる授業づくり ー教師の児童への働きかけに着目してー	
児童が達成感を味わうことのできる授業づくり	
児童にとって「わかる授業」のための手立て ー教材・教具の工夫と発問ー	
「わかる」授業についての研究	
子ども一人ひとりが考え、意見をもつことのできる授業の手立て	
子どもがよく考える授業の一考察	
児童の学習を深化させる授業実践についての研究	

(出典 教務課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 平成 25 年度の単位修得状況は 100%である。また、平成 25 年度の修了状況は、修了判定対象者 44 名全員が学修成果の総合審査で「合」と判定され修了しており、成果発表の評価も高い。現職教員学生 34 名を除く学卒学生 10 名の進路状況は、全てが公立学校教員の職に従事しており、教育の成果が十分に上がっている。
- 2) 本学教職大学院はその目的に照らした教育の成果や効果が上がるような諸方策を取っており、学生の自己評価による「到達状況の推移」及び修了生を対象とした「教育等に関するアンケート」の結果から、2 年間の学修で着実に力量が向上していることを示している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 4-2 B

○ 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

[基準に係る状況]

修了生の赴任先からの意見聴取の機会として、毎年、徳島県の市町村教育委員会を訪問し、教育長などから教職大学院に対する要望などを聞く機会を設けている。その中で、修了生が現場の中核教員として機能しているとの報告を受け、また、さらなる成果を期待し、教職大学院への派遣の継続する意向などの意見をもらっている。

修了生に関しては、修了生の現場に戻ってからの取組をまとめたリーフレットを作成し、現在まで、5つのケースを報告している。その中で、新しい職場で教職大学院の成果を活かしている様子がうかがえる。また、毎年、授業公開の機会に修了生を招き、現場での成果について報告を得ている。そこにおいても、学んだことを着実に活かすプレゼンが多く見られる（資料 4-1-④）。

資料 4-1-④ 平成 25 年度授業公開におけるパネリスト一覧

◆ テーマ 「教職大学院の学修成果を現場に生かす」

◆ パネリスト

- ◇ 鈴木 孝志 氏 （学校・学級経営コース第4期修了，静岡県高等学校教諭）
- ◇ 溝渕 隆弘 氏 （学校臨床実践コース第2期修了，香川県中学校教頭）
- ◇ 田中 行 氏 （授業実践・カリキュラム開発コース第4期修了，愛媛県小学校教諭）
- ◇ 齋藤 剛 氏 （教員養成特別コース第2期修了，徳島県小学校教諭）
- ◇ 今村 有紀 氏 （学校臨床実践コース第3期修了，高知県中学校教諭）

◆ コーディネーター

- ◇ 阪根 健二 氏 （高度学校教育実践専攻 教授 教職実践力高度化コース長）

（出典 教務課資料）

現職教員学生については、修了後、各学校の管理職や主幹教諭、教育委員会の指導主事等として、教育現場における指導的役割を担っている者がいる。

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 「教職大学院外部評価委員会」，「連携協力校運営チーム」等を設置し，その協議内容を反映させることにより，学生の成長及び人材の育成を通じて，その成果を学校・地域に還元する体制を構築している。また，「教員人材育成連絡協議会」による協議等，修了後の学生の学修成果に基づく人材活用に関する外部機関との連携体制を構築している。

2) 徳島県内市町村教育委員会訪問において、修了生の現場での貢献について聞き取りを行い、肯定的な回答を多く得ている。

3) 現職教員学生の場合は、修了後に、学校や地域における指導的役割を担うようになった者や優れた実践により表彰された者がいる。これらは、本学教職大学院が学生の成長及び人材の育成を通じて、その成果を学校・地域に還元していることを表すものである。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では授業ごとに到達目標を設定し、その教育・学修の成果を到達目標の達成度によって評定する手続きをとっている。各授業では、学生には、単位認定のための総合評価とは別に、到達目標の観点ごとの評定（各授業における個別評定を、観点ごとに平均した総合評定結果）を示している。さらに、学生自身による到達度に関する自己評価を実施して、学修の成果を確認できるように工夫している。

学生の修了時には「学修成果発表会」を開催して、2年間の学修の成果を公表し、学生の力量を示すことにより、その成果を連携協力校以外の地域の教育関係者にも広く還元する機会を設けており、教育委員会関係者や学校現場から好評を得ている。

また、現職教員学生の修了生の中には、管理職や指導主事等、それぞれの教育現場において指導的立場を務める者や、在学時に取り組んだ研究課題を勤務校で引き続き実践し、その優れた業績により表彰された者などがおり、それぞれに学校や地域の教育活動・教育改善を牽引する役割を果たしている。このことは、学校や地域におけるリーダー教員の養成という目的に照らして、本学教職大学院の教育活動が着実に機能を果たしていることの証左といえる。

基準領域5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析

基準5-1 A

○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

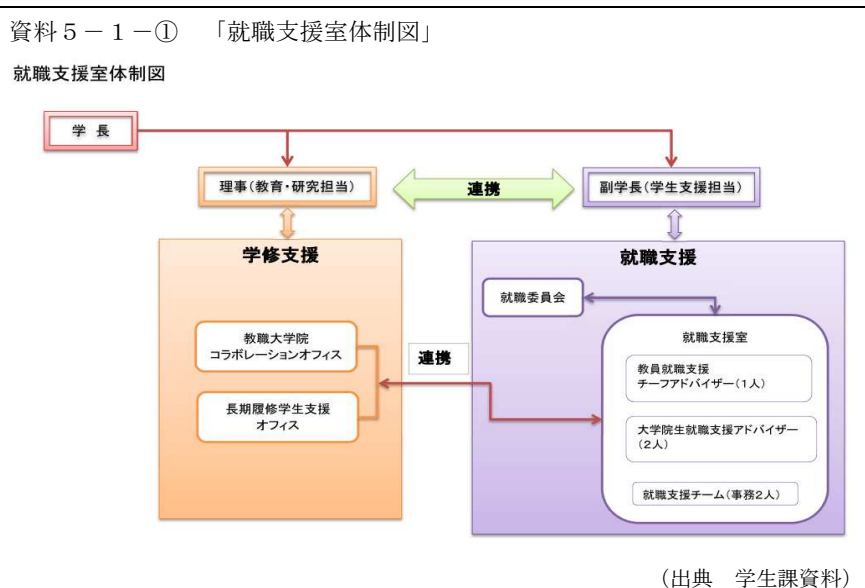
学生への修学や生活面での支援策としては、入学時に教育課程、履修手続、学生生活に関する全学的なガイダンスを実施し、さらに専攻及びコース別の詳細なオリエンテーションを実施している。

学生の修学や生活の状況に関する指導、助言については、修学を支援する担任教員として、1年次は教職大学院コラボレーションオフィスのコーディネーター（専任教員）が担当し、2年次は実習担当教員が担当している。

本学教職大学院においては、学生の意見や質問を聴取する場を設定（不定期、年間4回程度）し、具体的、個別的な要望、意見を聴取している。また、週録を通して学生の学びの現状を把握し、指導に活かしている。

学卒学生に対する進路選択のための支援は、全学的な体制で行っている。特に、教員採用試験に係る指導においては、就職委員会委員と「就職支援室」内の教員就職支援チーフアドバイザー及び大学院生就職支援アドバイザーが担当している（資料5-1-①）。また、全学的な指導体制の他に、学生のニーズに応じて、学校現場、教育委員会事務局勤務経験のある教職大学院の実務家教員等によって個別指導を実施している。

特別な支援の必要がある学生への施策として、本学の本部棟・講義棟・図書館・学生会館・地域連携センター等にエレベーターを設置するとともに、構内のバリアフリーなど安全対策を講じており、施設・設備面からの支援を実施している。



ハラスメント防止対策については、全学で規程や行動指針を設定して取り組んでいる。特に、セクシュアル・ハラスメントに関しては、「国立大学法人鳴門教育大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程」に基づき、学長、附属校園長の指名する相談員が相談にあたる体制を整えている（資料5-1-②）。このことはアカデミック・ハラスメント等の防止も含めてパンフレットの配付等により、学生に周知されている。また、「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を設定している（資料5-1-③）。

資料5-1-② 「セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程」（抜粋）

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）のすべての職員、学生、幼児・児童・生徒及びその保護者並びに関係者（以下「職員等」という。）が個人として尊重され、修学、就労、教育及び研究上（以下「修学上等」という。）の環境を保護し維持するため、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）（以下「セクシュアル・ハラスメント」という。）の防止とその対応等について必要な事項を定めることを目的とする。

(出典 セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程)

学生の健康相談・生活相談に関しては、本学の学生課内に設置する「学生総合相談室」及び心身健康センターに設置する「学生相談室」において、学生のあらゆる問題（悩み、メンタルヘルス等）の相談に応じる体制を設けている（資料5-1-④）。「学生総合相談室」の相談員は、担当の教員や事務職員が勤めており、「学生相談室」では、臨床心理士であるカウンセラー（非常勤）及び臨床心理士又は医師の資格を有する教員8人が「精神保健相談」として対応している（資料5-1-⑤～⑥）。

資料5-1-③ 「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針について

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針の制定について

このたび、「鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針」を制定しました。この行動指針は、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための教育研究指導等の基本的な指針として定めたものです。本学において、二度とセクシュアル・ハラスメントや人権侵害等を起こさないために、本行動指針及び関連諸規程等を念頭に置き、学生・職員が安心して教育研究活動等を行うための環境づくりに、本学構成員ひとりひとりが自覚を持って取り組んでいただきたいと考えます。

鳴門教育大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育研究指導等の行動指針

平成17年10月14日
学長裁定

改訂 平成23年4月1日

本学において、学生や職員が安心して教育研究活動ができるように、職員は健全な教育研究環境づくりに主体的に努めなければならない。セクシュアル・ハラスメント等は、行為者の意図にかかわらず発生することもあり、職員の教育研究指導上のモラルの向上が不可欠である。そこで、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるために、職員一人一人が、常に本学職員としての立場を自覚し、共通の認識を持って行動するための基本的な指針を定める。

学生への教育研究指導等における留意点

1. 学生への教育研究指導等を行う場合で、1対1の指導を行う必要があるときは、研究室等のドアを開けるなど密室の状況を選び、開放された空間となるようにする。ただし、授業科目等の特殊性がある場合には、この限りではない。
2. 学内で可能な教育研究指導等については、学外では行わない。学外で行う必要がある場合でも、密室となる場所では行わない。
3. 学生への教育研究指導等は、原則として午後8時までとする。やむを得ず、午後8時以降に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともにコース長又は所属部長に申し出る。ただし、夜間の授業(7時限目)においては、この限りではない。
4. 連休日又は休日に指導を行う必要がある場合は、学生の同意を得るとともにコース長又は所属部長に申し出る。

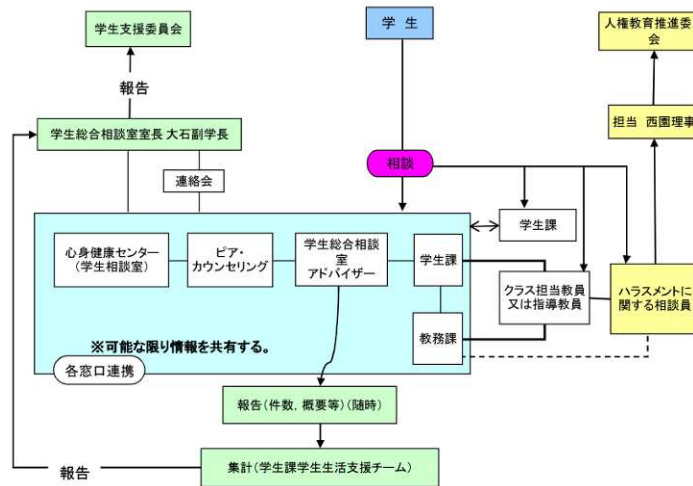
学外における学生との交流上の留意点

1. 学生と1対1で行動することは、原則として行わない。
2. 職員と学生間の送迎行為は、原則として行わない。

(出典 本学ウェブページ)

資料5-1-④ 「学生総合相談体制」

学生総合相談体制フローチャート



(出典 学生課資料)

資料5-1-⑤ 「学生総合相談室」

国立大学法人
鳴門教育大学
Naruto University of Education

教育・学生生活

TOP > 教育・学生生活 > キャンパスライフ > 学生総合相談室

学生総合相談室

ちょっと誰かに聞いてほしい そんなことはありませんか・・・
鳴門教育大学では、みなさんの学生生活をサポートするために、さまざまな相談窓口を設けています。
些細なことでも構いません。まずは気軽に相談してください。

例えばこんなとき

- ・・・やる気が起きない
- ・・・大学になじめない
- ・・・人間関係で悩んでいる
- ・・・将来が不安
- ・・・とにかく誰かに聞いて欲しい
- ・・・友人には話にくい
- ・・・いやがらせを受けている、または友人が受けているようだ
- ・・・あやしい団体に勧誘された
- ・・・悪質商法にひっかかったかも？
- ・・・履修方法がわからない
- ・・・授業についていけない
- ・・・就活ってどうやればいいのか

など

(出典 本学ウェブページ)

資料5-1-⑥ 「心身健康センター『精神保健相談』」

[心身健康センター](#) > [相談部門](#) > [精神保健相談](#)

精神保健相談

本センターでは、不安や悩みなど心理的なことで心配がある人に対して、相談室を設けています。
修学上または生活上の問題を初めとして、どんな小さな問題や心配ごとにも心おきなく相談を受け、解決への糸口を見いだしてもらいたいことを願っています。

相談については、精神保健やカウンセリングの専門家が担当しています。

相談内容の**秘密は守られます**ので、気軽にご相談ください。

なお、予約が必要です。事前に電話で照会してください。

相談日時	本学担当教員への相談 : 随時 カウンセラーへの相談 : 水・木曜日(12時00分～17時00分)
場 所	心身健康センター内
電 話	088-687-6631

平成25年度心身健康センター精神保健相談員

氏 名	職 名	担当コース等
廣瀬 政雄	教授	心身健康センター所長
葛西真記子	教授	臨床心理士養成コース
津田 芳見	教授	特別支援教育専攻
栗飯原良造	教授	臨床心理士養成コース
今田 雄三	准教授	臨床心理士養成コース
小坂 浩嗣	教授	学校臨床実践コース
中津 郁子	准教授	臨床心理士養成コース
三輪 幸子	カウンセラー	学生相談室

| [サイトポリシー](#) | [プライバシーポリシー](#) |

鳴門教育大学 心身健康センター
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
電話番号:088-687-6631(事務室) 開館時間:午後8時30分～午後5時15分(月～金)

(出典 本学ウェブページ)

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 学生の修学支援や生活相談等は、教職大学院コラボレーションオフィスのコーディネーター及び実習担当教員が担当している。
 - 2) 学卒学生に対する進路選択のための支援については、全学的な就職支援体制と併せて教職大学院実務家教員等による個別指導を実施している。
 - 3) 学生の健康相談、メンタルヘルス相談、各種ハラスメントへの相談・助言体制を全学的に整備している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準5-2 A

○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

学生に対する経済支援については、全学的な支援体制に基づいている。具体的には、「鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程」を定め、学生の経済面での援助を行うほか、奨学金に関しては「鳴門教育大学日本学生支援機構奨学生推薦選考基準」等を定め、日本学生支援機構に推薦等を行っている（資料5-2-①）。

資料5-2-① 「入学料、授業料及び寄宿舎料の免除」

第1章 総則

(免除等の対象者)

第2条 入学料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿舎料の免除の対象となる者は、本学学生とする。ただし、研究生、科目等履修生等については、第19条第1項第1号、第2号及び第25条に規定する免除を除き、対象としない。

(出典 鳴門教育大学入学料、授業料及び寄宿舎料の免除等に関する規程)

また、教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度を利用して在学する者を対象に授業料の全額を免除する「授業料特別免除制度」を創設し、平成20年度入学生から適用している。平成21年度からは、「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項」を定め、教職大学院の現職教員学生を対象に、現任校実習に係る往復旅費等の負担軽減に資するため、支援金貸与の制度を設けている（資料5-2-②）。

資料5-2-② 「教職大学院生（現職教員）支援基金」

(目的)

第2条 基金は、鳴門教育大学学校教育研究科高度学校教育実践専攻に在籍する現職教員（以下「教職大学院生（現職教員）」という。）の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(出典 鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金要項)

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 教職大学院における経済的支援体制は、入学料、授業料及び寄宿舎料の免除、支援金貸与等が実施され、整備している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

週録，担任制，並びに教職大学院での日々の学習・生活における意見聴取の機会等を通して，学生のニーズを適切に把握し，入学から修了までの学生の修学や生活支援を行っている。また，経済支援については，教職大学院現職教員学生に対し，県外での実習実施に係る負担を軽減するため，「鳴門教育大学教職大学院生（現職教員）支援基金」制度を設けるなどしている。

基準領域6 教員組織等

1 基準ごとの分析

基準6-1 A

○ 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

【基準に係る状況】

実践的指導力のある優れた教員を養成するという本学の教育目標を実現するため、教員組織編制のための基本方針を「国立大学法人鳴門教育大学学則」及び「鳴門教育大学教育研究組織規則」に定めている（資料6-1-①～②）。平成21年度からは、従来までの教員組織「部・講座制」を廃止し、学部・大学院に捉われない新たな教員組織として、学問領域で構成する4つの「教育部」に再編するとともに、社会のニーズに即した弾力的かつ効率的な学部・大学院教育を行う教育組織として、大学院学校教育研究科に専攻・コースを設置している。

資料6-1-① 「教員組織編制」

第4節 組織

(学内教育研究施設)

第15条 本学に、教職キャリア支援センター、長期履修学生支援センター、地域連携センター、情報基盤センター、予防教育科学センター、小学校英語教育センター及び教員教育国際協力センターを置く。

(厚生補導施設)

第16条 本学に心身健康センターを置く。

(教員組織)

第19条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、教育部を置く。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学学則)

資料6-1-② 「教育研究組織」

第1章 総則

第1節 趣旨

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育研究組織について定める。

第2章 教員組織

第1節 教育部

(教育部)

第2条 本学に、教員組織として次の学問領域で構成する教育部を置く。

教育部	学 問 領 域
基礎・臨床系教育部	教育学，心理学，医学等
人文・社会系教育部	国語科教育，英語科教育，社会科教育，人間科学等
自然・生活系教育部	数学科教育，理科教育，技術科教育，家庭科教育等
芸術・健康系教育部	音楽科教育，美術科教育，保健体育科教育等

2 本学の教員（附属学校教員を除く。）は、前項に規定する何れかの教育部に所属する。

(出典 鳴門教育大学教育研究組織規則)

本学教職大学院の専任教員は、研究者教員11名、実務家教員11名（うち、1名はみなし実務家）であり、専門職大学院設置基準の教員数11名を大きく上回るとともに、専任教員のうち実務家教員の占める割合も50%である。研究者教員と実務家教員をバランスよく配置することで、理論と実践のそれぞれの立場からの考え方や知識の提供が可能な体制を構築している。また、理論と実践の融合を図る視点から、教職大学院において中核となる実習科目及び実習と連動する専門科目については、全ての科目において教職大学院の専任教員が担当している（資料3-2-①：18頁参照、資料6-1-③）。

資料 6 - 1 - ③ 授業科目及び担当教員一覧 (抜粋)

科目区分		科目番号	授 業 科 目 名	授業形態	単位数	担当教員名	所 属		
科目	領域								
共通科目	第 1 領域	49010105	教科カリキュラムの構成と理論	合同 1年前期	講義・演習	1	前 田 洋 一	教職実践力高度化	
							西 村 公 孝	教職実践力高度化	
							金 児 正 史	教職実践力高度化	
		第 2 領域	49010106	カリキュラムマネジメントの理論と実践	合同 1年前期	講義・演習	1	村 川 雅 弘	教職実践力高度化
					木 下 光 二			教員養成特別	
					西 村 公 孝			教職実践力高度化	
		第 3 領域	49010206	教育評価の理論と実践	合同 1年前期	講義・演習	1	川 上 綾 子	教職実践力高度化
					前 田 洋 一			教職実践力高度化	
					小 野 瀬 雅 人			教職実践力高度化	
			49010207	授業の理論と実践	合同 1年前期	講義・演習	1	金 児 正 史	教職実践力高度化
				末 内 佳 代	教職実践力高度化				
				池 田 誠 喜	教職実践力高度化				
		49010208	支援を要する子どもの理解と指導	合同 1年前期	講義・演習	1	阿 形 恒 秀	教職実践力高度化	
			佐 藤 亨	教職実践力高度化					
			小 坂 浩 嗣	教職実践力高度化					
		49010305	生徒指導の理論と実践	合同 1年前期	講義・演習	1	末 内 佳 代	教職実践力高度化	
			西 村 公 孝	教職実践力高度化					
			小 坂 浩 嗣	教職実践力高度化					
		49010306	教育相談の理論と実践	合同 1年前期	講義・演習	1	西 村 公 孝	教職実践力高度化	
			小 坂 浩 嗣	教職実践力高度化					
			西 村 公 孝	教職実践力高度化					
		49010307	進路指導・キャリア教育の理論と実践	合同 1年前期	講義・演習	1	小 坂 浩 嗣	教職実践力高度化	

(出典 教務課資料)

教員の教育・研究に関する業績の公開については、「教員情報データベース」、「自己評価結果報告書」をウェブページにて公開している(資料6-1-④~⑤)。また、学長裁量経費等に基づく研究成果についてもウェブページにて公表している(資料6-1-⑥)。

資料6-1-④ 「教員情報データベース」

国立大学法人 鳴門教育大学

教員情報データベース

English 鳴門教育大学

検索 サイトマップ

TOP **検索結果**

氏名	佐古 勇一
氏名(ふりがな)	さこ ひでかず
ローマ字表記	SAKO Hidekazu
職名	教授
所属教育部	基礎・臨床系教育部
所属コース	教員養成特別コース
学位	昭和51年3月 文学修士(大阪大学)
現在の研究分野(キーワード)	学校組織論
現在の研究分野(概要)	①学校の組織特性に関する定量的・理論的研究、②学校の内部的改善力を高めるための組織開発の方法論に関する実証的研究、③学校管理職を対象とした、学校組織マネジメント研修プログラムの開発
主要担当授業科目	(学部) 教員実習(小・中・高) (学部) 生涯指導・教育相談演習 (大学院) 授業実践研究Ⅰ (大学院) 授業実践研究Ⅱ (学部) 初等中等教育実習(基礎演習) (大学院) 教育実践実習Ⅱ (学部) 生涯教育実習(事前準備)演習 (学部) 学校教育実習Ⅰ (学部) 学校教育実習Ⅱ (大学院) ナーム総合演習Ⅰ (大学院) 教職キャリア開発演習 (大学院) 教職基礎力開発演習 (大学院) 家庭・地域・学校の連携実践 (大学院) ナーム総合演習Ⅱ (学部) 授業実践力の形成 (大学院) 学校教育実習Ⅲ (大学院) 実務研修研究 (大学院) 教育実践実習Ⅰ (大学院) 基礎インターンシップⅠ(子ども理解) (大学院) 基礎インターンシップⅡ(授業実践) (学部) 学校の組織と風土 (大学院) 学校アクセス実習 (大学院) 学校組織フィールドワークⅠ (大学院) 学校組織フィールドワークⅡ
所属学会	日本教育経営学会、日本教育行政学会
主要研究業績	
過去5年間の研究業績	

Copyright © 2010 国立大学法人 鳴門教育大学

(出典 本学ウェブページ)

資料6-1-⑤ 「鳴門教育大学自己評価結果報告書」

[TOP](#) > [大学案内](#) > [法人情報](#) > [自己評価結果報告書](#)

自己評価結果報告書

鳴門教育大学自己評価結果報告書

鳴門教育大学では、「[国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領](#)」に基づき、1事業年度について、組織としての活動状況を自己点検し、教員については設定した目標に対する自己点検・評価を行っており、その評価結果を公開しています。なお、16年度及び17年度版については書籍として発行しており、その業務実績については[業務実績に関する報告書](#)をご参照ください。

- [自己評価結果報告書\(平成24年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成23年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成22年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成21年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成20年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成19年度版\)](#)
- [自己評価結果報告書\(平成18年度版\)](#)

(出典 本学ウェブページ)

資料 6-1-⑥ 「教育研究支援プロジェクト経費一覧」

平成25年度学長裁量経費(プロジェクト経費)採択結果

事項	金額(円)	備考
予算総額	8,400,000	
要求総額	13,569,915	要件数11件
採択総額	8,400,000	採択件数10件(採択率90.90%)
予算不足額	0	

所属コース等	代表者	プロジェクト事業名	採択額(円)
臨床心理士養成コース	葛西真記子	一人一人の支援ニーズに応じるための学生支援体制の整備	300,000
小学校英語センター 言語系コース(英語)	伊東治己 畑江美佳	・先駆的でかつ持続可能な小学校英語教育プログラム開発に向けての基礎研究 ・「英語絵本読み聞かせプロジェクト」のための基礎研究 (上記2事業を統合して一体で採択)	2,500,000
社会系コース	大石雅章	遍路文化を活かした教師力育成	1,200,000
自然系コース(数学)	坂井武司	質の高い算数・数学科担当教員育成のための専門機能の充実	2,000,000
生活・健康系コース(技術・工業・情報)	尾崎上郎	科学・技術者の発掘・養成講座	400,000
生活・健康系コース(技術・工業・情報)	米延仁志	ヒノキ材の炭素・酸素安定同位体比標準年輪曲線の構築	835,000
教員養成特別コース	前田洋一	大学と教育委員会と連携した学校改善プロジェクト	288,000
教員養成特別コース	阿形恒秀	教員の生徒指導力養成プログラムの研究	577,000
附属特別支援学校	山越明	とくしま特別支援学校技能検定推進事業	300,000
採択総額			8,400,000

(出典 本学ウェブページ)

資料6-1-⑦ 研究者教員, 実務家教員組織図及び授業担当表

(平成25年5月1日現在 単位:人)

コース名	教員別	教授	准教授	講師	助教	計
教職実践力高度化コース	研究者	4	1	1	0	6
	実務家	2	3(1)	1	0	6(1)
	計	6	4(1)	2	0	12(1)
教員養成特別コース	研究者	2(1)	2	1	0	5(1)
	実務家	2	2	※ 1	0	5
	計	4(1)	4	2	0	10(1)
合計	研究者	6(1)	3	2	0	11(1)
	実務家	4	5(1)	2	0	11(1)
	計	10(1)	8(1)	4	0	22(2)

※みなし専任教員
()は女性教員で内数

平成25年度 授業担当状況一覧

平成25年4月30日現在

No.	科目名	開講時期	授業形態	担当教員名(全員)
1	*学校総合演習Ⅰ(学級理解)	前期	演習	葛上・木下・藤原・端村
2	*校種間接続カリキュラム構築の理論と実践	前期	講義・演習	木下・西村
3	*学級経営の理論と実践	前期	講義・演習	久我・池田
4	*総合インターンシップⅠ(学級理解と実践)	前期	実習	藤原・木下・葛上・端村
5	*学級経営の実践方法論	前期	講義・演習	木下・江川
6	*授業実践研究Ⅰ	前期	演習	葛上・木下・藤原・端村・坂田・阿形・川上・佐古・前田洋一・江川
7	*教科等指導の事例研究	前期	講義・演習	木下・江川
8	*支援を要する子どもの理解と指導	前期	講義・演習	末内・池田
9	*発達障害児への理解と対応	前期	講義・演習	島田・田中淳一・井上とも子・津田・大谷・高原・高橋
10	*授業実践研究Ⅱ	前期	演習	葛上・木下・藤原・端村・坂田・阿形・川上・佐古・前田洋一・江川
11	*学校課題演習	通年	演習	佐古・久我・芝山・坂根・小坂・佐藤亨・末内・阿形・小野瀬・西村・村川・川上・前田洋一
12	*教科カリキュラムの構成と理論	前期	講義・演習	前田洋一・西村・金児
13	*教育相談の理論と実践	前期	講義・演習	小坂・末内
14	*授業の理論と実践	前期	講義・演習	小野瀬・金児
15	*学校課題フィールドワークⅠ	前期	実習	佐古・久我・芝山・坂根・小坂・佐藤亨・末内・阿形・小野瀬・西村・村川・川上・前田洋一
16	*教職総合力開発演習	前期	演習	坂根・久我・芝山・小坂・佐藤亨・末内・小野瀬・西村・村川・大林・池田・金児
17	*生徒指導の実践	前期	講義・演習	葛上
18	*学校アセスメント演習	通年	演習	小坂・坂根・久我・芝山・佐藤亨・末内・小野瀬・西村・村川・大林・池田・金児
19	*数学の専門性と教育	前期	講義・演習	秋田・成川・平野・松岡隆・佐伯・坂井・宮口
20	*学校の今日的課題とその改善	通年	講義・演習	芝山・久我・佐古・小坂・佐藤亨・小野瀬・川上・坂根・末内・阿形・西村・前田・村川
21	*生徒指導の理論と実践	前期	講義・演習	佐藤亨・阿形
22	*カリキュラムマネジメントの理論と実践	前期	講義・演習	村川
23	*教育評価の理論と実践	前期	講義・演習	川上・前田洋一
24	*地域プロジェクトフィールドワーク	前期	実習	坂根・久我・芝山・小坂・佐藤亨・末内・小野瀬・西村・村川・大林・池田・金児 佐古・坂根・久我・芝山・小坂・佐藤亨・末内・小野瀬・西村・村川・川上・前田洋一・木下・葛上・端村・藤原・坂田・大林・池田・金児・江川
25	*チーム総合演習Ⅰ	前期	講義・演習	佐古・大林
26	*学校組織マネジメントの理論と実践	前期	講義・演習	佐古・大林
27	*乳幼児から児童期の発達支援と課題	前期	講義・演習	浜崎・湯地
28	*異校種フィールドワーク	前期	実習	小坂・佐藤亨・末内・阿形・小野瀬・西村・村川・川上・前田洋一・佐古・久我・芝山・坂根
29	*学校の危機管理の理論と課題	前期	講義・演習	坂根・芝山
30	*学習指導要領と教育課程	前期	講義・演習	藤原
31	*進路指導・キャリア教育の理論と実践	前期	講義・演習	西村・小坂
32	*教職基礎力開発演習	前期	演習	木下・葛上・端村・藤原・坂田・佐古・阿形・川上・前田・江川
33	*教育の今日的課題とその改善	通年	講義・演習	木下・葛上・藤原・端村

(出典 人事課及び教務課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員組織及び教育組織については、「教員定員配置計画」を定め、全学的に管理している。本学教職大学院の専任教員数は、専門職大学院設置基準等の教員数を上回っており、教育課程等を遂行するために必要な教員を適切に配置している。また、実務家教員も一定比率を確保している。実習指導等においては専任教員の指導体制を整備している。
 - 2) 教員の教育及び研究業績については、「教育研究者総覧」等によりウェブページにて公開している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準6-2 A

- 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

【基準に係る状況】

本学の教員選考については、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程」で、教員選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定めており、「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則」、「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ」等に基づき、原則公募制としている(資料6-2-①～③)。特に、「教員選考調書」の「業績目録」中に、研究業績に加え「教育上の能力」に係る項目を設けるなど、適切に運用しており、教職大学院において必要とされる教育研究上の指導能力の評価を十分に行っている。

資料6-2-① 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程(抜粋)」

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則(平成16年規則第21号)に基づく教授、准教授、講師及び助教(以下「教員」という。)の選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定める。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程)

資料6-2-② 「国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則(抜粋)」

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学の教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。)の選考基準について定める。

(選考基準)

第2条 教員の選考は、次条から第7条までに規定する資格を有する者について、人格、識見、教育研究業績、経歴、学会及び社会における活動、健康状態等を総合的に審査して行う。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下「専門職学位」という。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (7) 初等中等教育において特に優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、特に優れた実績を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）又は専門職学位を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (6) 初等中等教育において優れた教育経験を有し、かつ、教育行政、学校運営又は教育相談等において、優れた実績を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は助教となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則)

資料6-2-③ 「国立大学法人鳴門教育大学の教員選考手続きに関する申合せ（抜粋）」

- 1 国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第4条第2項に規定する教員の公募の申出は、別記様式第1号の教員公募申請書を提出して行うものとする。
- 2 国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程第6条の規定に基づき学長に提出する教員選考候補者決定報告書及び国立大学法人鳴門教育大学教員選考委員会要項第7条の規定に基づき人事委員会委員長に提出する教員選考候補者選定報告書に添付する教員選考調書及び業績目録は、別記様式第2号により作成するものとする。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学教員選考手続きに関する申合せ)

また、「徳島県教育委員会との人事交流に関する協定書」に基づき、3年任期で小学校の現職教員1名を准教授として採用するとともに、教職経験及び教育関連行政における勤務経験等、豊富な実務経験を有するみなし実務家教員を配置することで、実践現場の動きを恒常的に導入するための配慮を行っている。

なお、「国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則」を制定し運用することで、人事の活性化を図り、流動性を高めている（資料6-2-④）。

資料6-2-④ 「国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則（抜粋）」

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学教員の任期に関する規程（平成18年規程第2号。以下「規程」という。第6条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教員の再任手続きに関し、必要な事項を定める。

(再任審査)

第2条 教員の再任審査は、教育研究評議会において行う。

- 2 前項の教員の再任審査は、第4条第4項で定める業績評価報告書により行うものとする。

(業績評価)

第3条 規程第4条第1項で定める業績評価は、人事委員会が行う。

(出典 国立大学法人鳴門教育大学教員の再任手続きに関する細則)

教員の年齢及び性別の構成に関しては、以下に示すとおりである（資料6-2-⑤）。

資料 6 - 2 - ⑤ 教職大学院教員年齢構成表

(平成25年5月1日現在 単位:人)

区分	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～65歳	計
研究者教員	教授			1(1)	1	4		6(1)
	准教授		1	1	1			3
	講師	1		1				2
	小計	1	0	2	2(1)	2	4	0
実務家教員	教授				2	2		4
	准教授				2	3(1)		5(1)
	講師			1			1	2
	小計	0	0	0	1	4	5(1)	1
合計	1	0	2	3(1)	6	9(1)	1	22(2)

※実務家教員のうち講師1人は、みなし専任

※()は女性教員で内数

(出典 人事課資料)

また、教員の採用・昇格については、「教員選考基準」に採用基準と昇格基準を明記しており、それに基づき、教授、准教授、講師、助教については教員選考委員会を組織し、人事委員会、教育研究評議会の審議を経て決定している(資料6-2-②)。特に、実務家教員の採用・昇格においては、「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政、学校運営又は教育相談等における実績」を重視するなど、適切に運用している。

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員の採用、昇格及び再任に関する規則等を全学的に定め、適切に運用している。
- 2) 実務家教員については、徳島県教育委員会との人事交流及び公募により採用しており、採用・昇格においては、「初等中等教育における教育経験」及び「教育行政、学校運営又は教育相談等における実績」を重視するなど、適切に運用している。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 6 - 3 A

○ 教職大学院における教育活動に関連する研究活動が組織的に行われていること。

【基準に係る状況】

教員の教育・研究活動に関する評価は、「国立大学法人鳴門教育大学自己点検・評価実施要領」に基づき、「自己点検・評価」及び「業績評価」として実施している。その結果は、教員個人の教育・研究活動に対する自己啓発に資するとともに、教育・研究費の配分及び給与等に反映している。教員の教育・研究の状況については、教員情報データベース、自己評価結果報告書に明記しウェブページに公開している。

教職大学院においては、「外部評価委員会」、「連携協力校運営チーム」、「自己点検・評価委員会」及び自己点検・評価委員会の下部組織として「FD 部会」を組織し、教育活動の検証・評価・改善を行っている。前述のとおり、全ての授業に対し「大学院生による授業評価アンケート」を実施し、その結果を受けて教員が報告書を作成し、さらにその報告書にFD部会が評価結果のコメントを付す体制を取っており、授業の改善に活用している。

授業担当教員の研究活動内容は、教員情報データベース、自己評価結果報告書に示すとおりであり、教育内容と教員の研究活動との整合性は図られている。また、鳴門教育大学、兵庫教育大学、上越教育大学の3教育大学による「教職大学院の実習等のFDシステム共同開発」(文部科学省大学改革推進事業「専門職大学院等に

における高度専門職業人養成教育推進プログラム」(平成 20～21 年度))を踏まえ、これまでの 3 教育大学の学校教育における実践研究の成果や連合大学院の連携を活かし、教職大学院のカリキュラムの中核を担う「実習」、「課題研究」に焦点化した FD システムを開発してきた。

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 教員の教育・研究活動に関する評価を毎年実施しており、その結果を、各教員の研究費等に反映している。
 - 2) 学内の教育研究支援プロジェクトによる研究活動等を推進し、教職大学院の教育の目的を遂行するための基礎となる教員の研究活動を行っている。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準 6-4 B

○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。

【基準に係る状況】

教職大学院の授業科目は、専門職大学院設置基準等に基づき適切に設定し、運用している。開設授業科目において、共通科目、専門科目の多くはティーム・ティーチングによる授業であり、さらに実習担当においても、研究者教員と実務家教員が原則としてチームを組んで指導を行うこととしており、教職大学院コラボレーションオフィスにおいて実習担当教員の調整を図っている。

また、教職大学院の各コース担当の学生定員に対する各教員の学生指導数は平均 2.27 人であり、適切に担当を割り振っている(資料 6-4-①)。

資料 6-4-① 「学生指導の状況」				
(平成25年5月1日現在 単位:人)				
コース名		学生定員	専任教員数	学生指導数
教職実践力高度化コース	現職教員対象	40	12	3.33
教員養成特別コース	学部卒対象	10	10(※)	1
計		50	22	2.27

※みなし専任教員1名含む
(出典 人事課資料)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

- 1) 専任教員が担当する授業数及び学生指導数に大きな偏りはなく、適切に担当を割り振っている。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、学校現場で生起する様々な問題や院生が抱える様々な課題意識に多面的に対応できるようにするために 22 名の教員がコースを超え、専攻全体で院生の学びを支援できるように体制を整えている。

実習指導、授業等においては、実務家教員と研究者教員が協働的に職務を遂行し、経験や専門の違いを生かし実践と理論の架橋を強く意識した教育活動を展開している。

また、全学的な人事方針として、実務家教員に係る採用・昇格の適用に関する基準を定めるとともに、実務家教員の教育研究業績に関する評価項目を策定し、平成 23 年度から実施している。これに加えて教職大学院独自の教授昇任指針を明確にすることで、公平で透明性の高い昇任人事がなされるように配慮している。

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 A

- 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に関わる状況]

施設・設備に関しては、学生の学習環境として、1年次生用に院生研究室が3室、2年次生用に資料分析実習室が3室（現職教員学生3コース）及び院生研究室が1室（教員養成特別コース）あり、学生個人ごとに机、いすが整備されている等、十分なスペースが確保されている。また、各部屋にはモノクロ及びカラーレーザープリンタをそれぞれ一台ずつ設置すると同時に、LAN ケーブルやハブ等によって個々の学生がインターネットに接続できるように環境も整えており、学生の研究及び実習等の実践準備等に有効に活用されている。なお、情報機器については、全学共通施設である情報基盤センター及び学内各棟の端末室でも利用できる他、本学附属図書館でも情報検索のための機器が提供されている。

その他に、本学教職大学院の共用スペースとして、①ゼミナール室（6室）、②資料編集室（1室）、③資料室（1室）が整備されており、教員による学生の指導や学生のグループによる共同作業等、資料や教材作成・編集、これまでに蓄積された資料の保管や閲覧などに活用されている（資料 7-1-①）。

資料 7-1-① 「教職大学院関連施設」

- ①職大学院資料分析実習室（3室）…人文棟 A417, A421（左）、A421（右）
- ②教職大学院ゼミナール室（6室）…人文棟 A416（左）、A423, A515, A717(A+B), A717(C), A717(D)
- ③教職大学院資料編集室（1室）…人文棟 A422
- ④教職大学院資料室（1室）…人文棟 A416（右）
- ⑤教職大学院院生研究室（1室）…地域連携センター セ 308
- ⑥教職大学院院生研究室（3室）…人文棟 A502, A513, A514

（参考資料：鳴門教育大学学生生活案内 2013 キャンパス MAP（平面図） pp. 146-148, 158）

（出典 施設課資料）

また、教員養成特別コースについては、学生が一人一台ずつビデオカメラを利用できるように機材を整備し、模擬授業や授業実践の振り返りを行いやすいように環境を整えている。また、実物投影機の導入の他、教職大学院ゼミナール室を模擬授業が行いやすいように設備を整えるなど、実践力の向上につながるための環境整備を進めている。

図書、学術雑誌等に関しては、本学附属図書館に実践的研究のための資料が蓄積されており、学生に活用されている（平成 25 年度末の時点で蔵書数 330,041 冊、雑誌 6,266 種）。

（基準の達成についての自己評価：A）

- 1) 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等を整備し、稼働率も高く有効に活用されている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

情報通信環境としては、全学的に無線 LAN を利用する環境が整っており、院生研究室等での自学自習中や授業の活動中でもウェブ経由で必要な情報を即座に調べ、参照することができる。

基準領域8 管理運営等

1 基準ごとの分析

基準8-1 A

- 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

【基準に係る状況】

教職大学院の管理運営に関する事項を審議するため、専攻会議及びコース会議を設置している。専攻会議及びコース会議の構成、審議事項は、「鳴門教育大学教育研究組織規則」第6～9条に規定している（資料8-1-①）。専攻会議は、定期的かつ臨時に開催することとしており、平成25年度は、定例（第3水曜日開催）の会議を11回開催したほか、必要に応じ臨時会議及びメール会議を実施した。また、専攻の各コースでは従来から定期的に（月1回程度）コース会議を実施していたが、平成25年度から教職大学院のカリキュラムを改編するとともに、現職院生対象3コース（学校・学級経営コース、授業実践・カリキュラム開発コース、学校臨床実践コース）を1コース（教職実践力高度化コース）に統合したことにより、現職院生の指導にあたっては教員間のよりきめ細かな情報共有と合意形成が必要となったので、教職実践力高度化コースのコース会議を原則として毎週1回開催した。さらに、学卒院生対象の教員養成特別コースについては、平成27年度入学者から募集定員を拡大すること（10名→15名）、教員養成特別コースに接続する学部の学校教育実践コースが平成26年度に完成年度を迎えることを見通して、現職コースの教員の中から3名を学卒コースに配置転換し、教職大学院の課題解決に適切に対応できる教員配置を図った。

資料8-1-① 「専攻会議及びコース会議」

第2節 専攻長及び副専攻長

（専攻長等）

第6条 各専攻に、学則第25条第2項に規定する専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻における教育及び運営に係る業務を掌理する。

3 各専攻に専攻長の業務を補佐するため、必要に応じて、副専攻長を置くことができる。

第3節 専攻会議

（専攻会議）

第7条 各専攻に、当該専攻の教育を担当する教員をもって構成する専攻会議を置くものとする。ただし、人間教育専攻及び教科・領域教育専攻については、置かないことができる。

2 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。

3 専攻会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 各専攻の教育課程の編成に関する事項

(2) 学位論文（専門職学位課程にあっては、学修評価）、選抜試験、課程の修了及び就職等に関する事項

(3) 教授会等から検討を依頼された事項

(4) その他専攻長が必要と認めた事項

第4節 コース長及びコース会議

（コース長）

第8条 各コースに、教育及び運営に関する業務を処理するため、コース長を置く。

（コース会議）

第9条 各コースに、当該コースに配属された教員をもって構成するコース会議を置く。

2 コース会議に議長を置き、コース長をもって充てる。

3 コース会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。ただし、専攻会議を置かない専攻のコースにあっては、第7条第3項各号に掲げる事項を含む。

(1) 各コースの教育課程の編成等に関する事項

(2) その他コース長が必要と認めた事項

（出典 「鳴門教育大学教育研究組織規則」）

本学教職大学院の運営については、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻運営組織規程」（以下、「専攻運営組織規程」という。）の第1条第2項において、「教職大学院コラボレーションオフィスと協同して行う」と規定している。「教職大学院コラボレーションオフィス」では、教育委員会・実習校等との連携、教育課程の編成、学生に対する教育支援等について迅速な意思決定を行う必要があることから、コラボレーションオフィス長、チーフコーディネーター、コラボレーションオフィス担当教員（コーディネーター）及び事務担当者（教務課職員）を構成員とする「コラボレーションオフィス会議」を開催し、審議結果等は、専攻会議へ上程・報告している。さらに、入学者選抜に係る事項、教育課程の編成、課程の修了等に関する事項については、専攻会議の審議を経た後、入試委員会、教務委員会等に上程し、全学的な検討を行っている。

また、「専攻運営組織規程」第2条の規定に基づき、本学教職大学院の運営組織として「教職大学院外部評価委員会」、「教職大学院連携協力校運営チーム」、「教職大学院自己点検・評価委員会」を設置している。

なお、上記の管理運営に関しては、教育支援業務を担当する教務課のほか、自己点検・評価等を担当する企画総務課、入試及び入試広報を担当する入試課等と連携を取りながら、業務を遂行している。

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 本法人の管理運営組織として、国立大学法人法に基づき役員会等を設置するとともに、教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を設置している。また、本学教職大学院の教育研究及び運営に係る事項を審議するため、専攻会議・コース会議を定期的に開催し、教職大学院コラボレーションオフィスとの協同による運営体制を構築するなど、教職大学院の運営を有機的かつ効果的に行うための委員会を設置しており、教職大学院の目的を達成するため、専任教員が一体となって教育活動を行う体制・組織を整備している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準8-2 B

- 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

【基準に係る状況】

本学では、運営費交付金の中から、各コースに所属する教員の教育研究業績（業績評価による傾斜配分）、学生数等を勘案して、教育研究に係る経費を配分している。教職大学院においては、専攻会議の議を経た上で、専攻共通経費、コース別共通経費、各専任教員の教育・研究費として再配分している。また、連携協力校に対する実習に係る経費及び専任教員による実習担当に係る経費等、実習の実施に関する経費については、「教職大学院実地指導経費」として措置している。

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 教職大学院の各コースに配分される教育・研究活動経費は、専攻会議の議を経て、教職大学院の運営及び教育活動等に係る経費として適切に再配分している。
 - 2) 実習等に係る経費については、「教職大学院実地指導経費」として措置している。
- 以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準8-3 A

- 各教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、

積極的に情報が提供されていること。

【基準に係る状況】

本学教職大学院の理念・目的、教育方法、入学者選抜、研究、組織・運営、施設・設備等を教育委員会、学校、教員等に広報する方策として、「教職大学院ガイドブック」、「リーフレット」、「パンフレット」等を作成し、また教職大学院の成果発表等の諸行事報告や入試案内に関する情報誌として「教職大学院 Newsletter」を発行し、教育委員会、学校等に配付している。さらに、学内外から自由に閲覧できる本学ウェブページにおいて、本学教職大学院の特色や教育研究活動等を公開しており（資料 8-3-①）、大学院入試案内、大学院紹介用のビデオ等も公開している。

資料 8-3-① 「教職大学院ウェブページ」(抜粋)



学部・大学院・附属施設

TOP > 学部・大学院・附属施設 > 大学院 > 鳴門教育大学教職大学院について

鳴門教育大学教職大学院について

鳴門教育大学教職大学院

学校教育研究科高度学校教育実践専攻(教職大学院)では、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員と、実践的対応力に優れた新任教員を養成します。設置するコースは、主として現職教員を対象とする「[教職実践力高度化コース\(定員35人\)](#)」、学卒者を対象とする「[教員養成特別コース\(定員15人\)](#)」の2コースです。

本学の教職大学院では、現職教員学生、学卒学生、それぞれのキャリアに応じたきめ細かい教育を行います。また、実務家教員と研究者教員がチームワークを発揮して指導を行うのが、特徴です。

教職大学院修了者には、[教職修士\(専門職\)](#)の学位が授与されます。また、専修免許状の取得が可能です。

カリキュラムの魅力ある5つの特色

- [幅広く、体系化されたカリキュラムで学びます](#)
- [3つの力\(教育実践力、自己教育力、教職協働力\)からなる教職実践力を磨きます](#)
- [クロス・キャリア・ラーニングで学びを深めます](#)
- [可視化された到達目標で見通しを持って学べます](#)
- [実習科目を主軸としたOJTにより真の実践力を高めます](#)

充実した教育体制で質の高い教育を保障

- [学校現場の教育活動や学校経営等の改善に連動](#)
- [実務家教員と研究者教員をバランスよく配置](#)
- [優れたリーダー教員の育成](#)

カリキュラムの編成

教職大学院では、実習科目を中心にカリキュラムが編成されます。共通科目や専門科目で学んだことを実習科目で活用・検証し、2年間の学修の成果と課題を「最終成果報告書」にまとめます。

教職実践力高度化コースのカリキュラム

1年次前期に共通科目、後期に専門科目を履修しながら、自己の教職経験を省察したり、勤務学校の課題をアセスメントします。

2年次は、実習科目を中心に専門科目と連動させて、勤務学校での実習に取り組みます。

修了要件 共通科目20単位、専門科目18単位、実習科目10単位、計48単位以上

(出典 本学ウェブページ)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

1) 本学教職大学院の理念・目的，教育方法，入学者選抜，教育・研究，組織・運営，施設・設備等を広く社会に周知するため，広報誌として「教職大学院ガイドブック」，「リーフレット」，「パンフレット」，「教職大学院 Newsletter」を発行し，教育委員会等へ配付している。さらに，本学教職大学院の特色等は，ウェブページにおいても公開している。

以上のことから，本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

「教職大学院外部評価委員会」では，四国四県の教育委員会関係者を構成員とするなど徳島県はもとより，四国四県の教育委員会との連携構築を推進している。

「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し，教育委員会・学校との円滑な連携調整を行う体制を整備し，機能させている。

徳島県教育委員会と「人材育成協議会」を設置し，協議を重ねた結果，平成 23 年度から大学院修士課程(2 年生)在籍者や進学予定者が小学校教員試験に合格した場合，採用を大学院修了まで延長できる制度が新設された。

基準領域 9 教育の質の向上と改善

1 基準ごとの分析

基準 9-1 A

○ 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

【基準に係る状況】

本学教職大学院では、平成20年度より教職大学院独自の「自己点検・評価委員会」を設置し、「教職大学院自己点検・評価実施要領」に基づき組織的に自己点検・評価を実施し、「自己評価書」としてまとめている。また、本学教職大学院において組織的なFD事業を推進するため、「FD部会」を設置し、全授業科目を対象とした学生による授業評価及び公開授業等を実施している。平成23年度には教員養成評価機構の認証評価を受審し、「本学教職大学院は評価基準に適合している」との評価を得た。

学生による授業評価の方法として、全授業科目を対象とした授業評価アンケートを実施している。その評価項目は、「教師の実践力の習得に役立つ内容であった」、「学校現場のニーズと適合し、学校や地域のリーダーとして指導力を発揮するのに役立つ内容であった」など、教職大学院の目的を踏まえたものとなっている。アンケートは、各授業の最終講義直後に実施し、集計する。集計結果は各授業科目の担当教員に示し、担当教員は改善点等を検討した上で、FD部会に分析結果を提出する。FD部会は、集計・分析結果を基に3段階評価を行い、各授業科目担当教員に対して個別にコメントを付してフィードバックする体制を取っており、特に改善を要すると評定された授業については、担当教員に改善を促すことで、教育の質の向上、改善のための取組を組織的にを行っている（資料9-1-①）。

学生からは、受講生による授業評価の他、教職大学院の教育方法、カリキュラム、学習環境等について定期的に意見交換会を開催し、学生からの意見を聴取し対応するとともに、専攻会議で報告の上、改善策を検討する等、教育状況等の改善・向上に努めている。

また、授業公開・授業検討会、シンポジウム及び「外部評価委員

会」を開催することで、学外関係者（教職大学院を開設している大学の関係者、教育委員会の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズを調査し、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映している。平

資料 9-1-① 「FD 判定基準」

「教職大学院授業評価アンケート調査の集計・分析」に対する
判定基準と「FD部会からのコメント」について

教職大学院 FD 部会

1. 「3段階評価」の判定基準と内容

(1) 判定基準

- A：アンケート項目の全てにおいて、2と1の回答者数が、全回答者数の20%未満である。
- B：アンケート項目中の1～数項目（5項目程度）で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。
- C：アンケート項目中の数項目（5項目程度）以上で、2と1の回答者数が全回答者数の20%以上である。

(2) 内容

- A：受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を十分達成していると判断できません。今後も、シラバスにしたがって授業を進めてください。
- B：受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を概ね達成していると判断できます。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容・授業方法を検討し、必要な改善を図った上で今後の授業を行ってください。
- C：受講生の授業評価、授業者の自己評価をみると、授業の目的を達成できていないと判断できます。受講生と授業者の評価結果を踏まえ、授業の目的を十分達成できるよう、課題として指摘のあった授業内容、授業方法を十分に検討し、改善を図った上で今後の授業を行ってください。

2. 「FD委員会からのコメント」の基本的な考え方

- (1) 「FD委員会からのコメント」の継続性を考慮し、主観性を排除し、できる限り客観性があり、かつ改善の方向性が見えるコメントとする。
- (2) コメントの内容は、A、B、Cの「3段階評価」とし、3段階それぞれの内容を文章で示す。
- (3) B、C評価の場合は、必要に応じて、改善の具体的内容を記した追加コメントを付すことができる。

（出典 教職大学院FD部会資料）

成 25 年度には、10 月に「授業公開」を開催した（資料 9-1-②）。

教育内容については、平成 21 年度に教職大学院としての到達目標を設定し、それに基づくカリキュラムの体系化を図ることとした。また、学生からの意見聴取等を重ね、カリキュラムの見直しを議論し、平成 22 年度より新カリキュラムを導入した。

資料 9-1-② 「『授業公開』開催要項」

平成25年度 鳴門教育大学 教職大学院
「授業公開・パネルディスカッション」開催要項

1 開催趣旨

鳴門教育大学教職大学院は、平成20年に創設され、各県教育委員会をはじめ、各市町村教育委員会、各学校の教職員のご理解とご支援をいただきながら、学校現場が抱える教育課題をテーマに教員人材育成と資質の向上をめざし、カリキュラムや授業改善等に取り組んでおります。その一環として、県内外に授業を広く公開し、多くの意見をいただくことにより、カリキュラム並びに授業改善に一層の充実発展をめざします。

2 主催

鳴門教育大学

3 後援

徳島県小学校長会 徳島県中学校長会 徳島県高等学校長協会

4 日時

平成25年10月20日(日) 10:00～16:00

5 会場

鳴門教育大学 講義棟
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748
(TEL: 088-687-6678)

6 日程

	10:00	10:15	10:40	12:10	13:45	15:45	16:00
受付							
開会							
行事							
講師	B101						B101
授業							
外部評価委員会							
教職実践力高度化コース							
教員養成特別コース							
閉会							
行事							

- ◇開会行事
開 会 佐古 秀一(高度学校教育実践専攻長)
あいさつ 田中 雄三(鳴門教育大学長)
- ◇閉会行事
閉 会 村川 雅弘(高度学校教育実践専攻教授、基礎・臨床系教育部長)

7 授業公開

A 教職実践力高度化コース 「教職総合力開発演習」 授業計画案

- (1) 授業者：教職実践力高度化コースの教員全12名
(阪根健二、小野瀬雅人、久我直人、小坂浩嗣、西村公孝、村川雅弘、金見正史、佐藤亨、芝山明義、末内住代、池田誠喜、大林正史)
- (2) 受講生：人数 1年次生34名
- (3) シラバスにおける本時の位置づけと目標
○ 本授業は、地域プロジェクトフィールドワークに関わって、置籍校種の教育活動の在り方を省察したり、異校種間の連携と接続に関する教育活動の在り方を展望するなど、これからの学校や教員の在り方に関する理解を深めることとその考え方のスキル向上をねらいとする。
本時は、地域プロジェクトフィールドワークを実施した後の学内報告会である。院生の報告をもとに、以下の2点を目標に集団討議する。
①置籍校種および異校種の教育活動に関する理解を深める。
②異校種間連携と接続に関する教育活動の在り方について理解を深める。
- (4) 本時の内容と展開
○ 本時は、地域プロジェクトフィールドワークについて、実習を経た院生が共通課題と個別課題のまとめを報告する。実習先である板野五町(北島町、松茂町、藍住町、板野町、上板町)の地域ごとにグループを編成し、院生が一人ずつ報告したのち、その内容をもとにグループ内で質疑応答・集団討議を進める。

B 教員養成特別コース 「教育実践演習Ⅰ」 授業計画案

- (1) 授業者：教員養成特別コース教員全10名
(木下光二、川上綾子、佐古秀一、前田洋一、阿形恒秀、葛上秀文、坂田 進、端村達也、藤原伸彦、江川克弘)
- (2) 受講生：1年次生9名(2年次生が参加する場合がある)
- (3) シラバスにおける本時の位置づけと目標
○ 本授業の目標は、「1年次に実施される実習と連動し、授業実践の計画、模擬授業、振り返り、改善を小グループで行う。授業力チェックシートなどを活用し、授業力の向上を図る。」ことである。本時は、後期に本学附属小学校および附属中学校で実施している「基礎インテンションⅠ(子ども理解)」において、個々の院生が実習中に出会った場面を取り上げ、その場面について集団討議することを通して、授業実践の基礎となる教育観・子ども観を形成することを目標とする。あわせて、教育実践を省察する力量形成もめざす。
- (4) 本時の内容と展開
○ 院生が実習校・学年別に3グループ(附属小学校1年グループ、附属小学校2年グループ、附属中学校グループ)に分かれ、個人発表と集団討議に授業展開する。各グループでは、院生が一人ずつ実習中に撮影した1枚の写真をもとに、写真の状況について説明し、自身の教育観の変容や気づきについて発表する。その発表内容についてグループのメンバーで議論する。実習の事前指導において、院生の課題の一つに実習中における自身の教育観や子ども観が変容するきっかけになったり、様々な気づきを得たりした場面をスナップ写真に撮影していただくことを指示している。

(出典 教務課資料)

授業評価アンケートをはじめとする学生対象の調査結果、外部評価委員会の記録等、自己点検・評価に関わるデータは、教務課コラボレーションオフィスにおいて管理されており、必要な場合にはすみやかに提出できる。また、本学教職大学院の設置された平成 20 年度以降の自己評価書、および平成 23 年度に実施された教職大学院認証評価自己評価書については、本学 Web ページにて公開されている。

(基準の達成についての自己評価：A)

- 1) 「自己点検・評価委員会」を設置し、実施要領に基づき自己点検・評価を組織的に行っている。
- 2) 学生による授業評価の他、教職大学院の教育方法、カリキュラム、学習環境等についての意見交換会を定期的に開催し、学生からの意見を聴取し対応するとともに、専攻会議で報告の上、改善策を検討する等、教育状況の改善・向上を行っている。
- 3) 外部評価委員会において、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズを調査、点検評価を行っている。
- 4) 授業評価アンケートについては各担当教員に直接フィードバック、データの検討を求めることで授業改善につなげている。また他の調査結果については専攻会議を通して全教員にフィードバックされ、そこで検討

されたり、特に必要な場合はFD部会で検討され、改善につなげられている。

5) 自己点検評価や外部評価等に用いられた情報・結果は、本学教務課コラボレーションオフィスにおいて適切に管理されており、必要に応じて速やかに提出できる状態にある。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

基準9-2 B

○ 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

【基準に係る状況】

個々の教員は、授業の質の向上を図るため、前期授業の評価の結果に基づき、それぞれの後期授業及び次年度の授業の教育内容・教育方法等について改善を図ることとしている。

また、教職大学院にふさわしい教育課程、教育内容、教育方法等とするため、「FD部会」、「コース会議」、「専攻会議」等を開催し、教育方法等の改善に取り組んでいる。なお、これらの委員会等で検討した結果は、「授業公開・授業検討会」、「外部評価委員会」等において公表している。

ファカルティ・ディベロップメントについては、学生や教職員のニーズを反映させるために、前述のように制度を確立し、組織的に活動している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために、授業の計画、実施、評価の各段階で綿密な打ち合わせを行っている。

本専攻における実習は、複数の教員による担当において研究者教員と実務家教員が緊密に連携する体制を組み、指導を行っている。その中で、研究者教員の持つ理論的な知見と、実務家教員の持つ実践的な知見を融合させることによって、学生の実習の成果を高めるとともに、その過程が研究者教員、実務家教員相互の知見を学び合う機会となっており、指導内容・方法のより一層の充実が図られている。

(基準の達成についての自己評価：A)

1) 個々の教員が授業評価の結果に基づき、教育内容・教育方法等について改善を図っている。

2) 学生や教職員のニーズを反映したFD事業を組織的に実施している。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るために授業の計画、実施、評価の各段階で打ち合わせを行っており、教員相互の知見を学び合うことにより、学生への指導の充実を図っている。

以上のことから、優れた取組、活動となっている。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、教育の質を保証するとともに、学生、教育委員会、学校関係者の意見も踏まえ改善を図っている。

教職大学院としての到達目標を定め、その到達を保障するカリキュラムの体系化を進めている。学生に対しては、到達目標に対する自己評価を行わせ(2年間で3回)、その結果に基づいて、各自、それ以後の学習の課題設定を行っている。また、日々の学習の成果については、週録として報告し、主に指導教員がその状況を確認している。

大学教員は、開設科目と到達目標を関連づけ、その観点について、学生それぞれを評価し、その結果を学生に通知するとともに、学生の授業評価と対応させ、授業改善を進めている。教育委員会及び学校関係者に対しては、

実習における学生の状況を到達目標と関連づけて評価することを求め、その結果を基に、大学側として、教育成果の検証に活かすこととしている。大学教員、学生、教育委員会等の意見について、到達目標とそれに準拠したカリキュラムのもとに集約することで、組織的かつ効率的に教育の質の改善を図ることが可能となっている。この点について、連携協力校、教育委員会の評価も高く、本学教職大学院の特記すべき特徴といえる。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

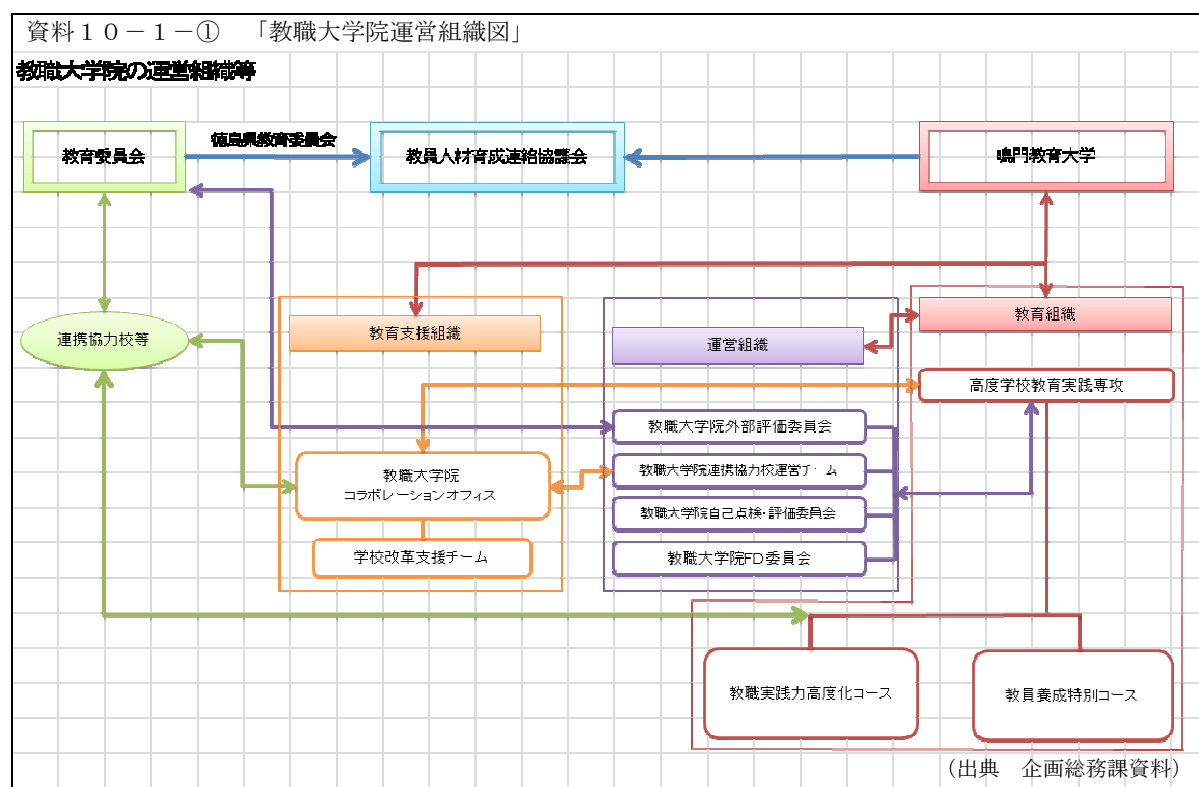
1 基準ごとの分析

基準 10-1 A

○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

教育委員会及び学校との連携を推進するため、本学教職大学院では、高度学校教育実践専攻の運営組織として、「教職大学院外部評価委員会」（以下「外部評価委員会」）、「教職大学院連携協力校運営チーム」（以下「連携協力校運営チーム」）を設置するとともに、連携に係る連絡調整を円滑に遂行するため「教職大学院コラボレーションオフィス」を設置し、教育委員会及び学校との連携構築のための体制を整えている（資料 10-1-①）。



「教職大学院外部評価委員会」は本学教職大学院のカリキュラム，教育内容，教育方法等に関して，教育委員会サイドからの意見を聴取することを主たる目的とするものである。平成 25 年度の構成メンバーは，徳島県，香川県，愛媛県，高知県の各教育委員会の関係者と，本学関係者で構成されている。平成 25 年度については，外部評価委員会を 2 回実施した。第 1 回目は，教職大学院の授業公開時（平成 25 年 10 月）であり，実際の授業を参観した後，外部評価委員会を開催した。第 2 回目は，修了生の成果発表会（平成 26 年 2 月）に合わせて開催し，修了生の学修成果に関するプレゼンテーションを実施し，教育委員会関係者の意見を聴取した。この会議で提示されたデマンドサイドからの意見・要望については，専攻会議で専任教員に報告され，教職大学院の教育改善の議論に反映している。

「連携協力校運営チーム」は，主として，新任教員の養成のための実習の運営を連携して遂行することをねらいとしており，鳴門市教育委員会の代表者，鳴門市校長会の代表者及び本学関係者から構成されている。平成 25 年度においては，新任教員養成のための実習の実施状況について説明を行い，次年度の実習の実施計画について，教育委員会，学校関係者からの意見等を聴取している。

「教職大学院コラボレーションオフィス」は、教育現場での実務経験を有するスタッフ（チーフコーディネーター1名）と専任教員から選出されたコーディネーター（8名）を配置し、主として現職教員学生の現任教実習、板野郡各町で実施している異校種フィールドワーク（平成25年度までの旧カリキュラム）及び地域プロジェクトフィールドワーク（平成25年度からの新カリキュラム）、また、鳴門市で展開している新人教員養成のための実習等について、教育委員会、学校等との日常的で緊密な連絡調整業務を遂行している。

さらに、創設時から、徳島県教育委員会との間では、教育委員会における人材養成研修と、本専攻への派遣研修との関連について、意見交換を行ってきた。平成22年度から新たに、「教員人材育成連絡協議会」を設置し、教職大学院への現職教員学生の派遣及び修了生の処遇等に関して、協議を重ねた結果、学生の教員採用試験合格者名簿の有効期間の延長等の措置がなされるなど、具体的な成果をあげている（資料10-1-②）。平成25年度は、2回（平成25年9月、12月）開催し、緊密な連携を図っている。

資料10-1-② 「鳴門教育大学と徳島県教育委員会との教員人材育成連絡協議会要項」（抜粋）

（目的）

第2 協議会は、徳島県教育委員会との緊密な連携のもと、主として教職大学院制度を徳島県教員の人材育成に活用するという観点から、相互の理解をさらに深め、徳島県教員の資質・力量の向上を図り、本県教育の発展・活性化に寄与することを目的とする。

（組織）

第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 徳島県教育委員会

- ア 教育長
- イ 教育次長（県立学校担当）
- ウ 教育次長（小中学校担当）
- エ 教職員課長
- オ 教職員課主幹（小中学校担当）
- カ 教職員課主幹（県立学校担当）
- キ 教職員課人材育成担当総括管理主事

(2) 鳴門教育大学

- ア 学長
- イ 副学長（教育・研究担当）
- ウ 副学長（社会連携担当）
- エ 高度学校教育実践専攻長
- オ 基礎・臨床系教育部長
- カ 教員養成特別コース長
- キ 教職大学院コラボレーションオフィスチーフコーディネーター

（議長）

第4 協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集し、総括する。

（協議事項）

第5 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教職大学院等を活用した徳島県教員の人材育成の在り方に関する事項
- (2) 教職大学院等への現職教員の派遣並びに処遇に関する事項
- (3) 教職大学院等の市町村教育委員会、学校への情報提供等に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

（出典 企画総務課資料）

また、四国外の教育委員会との連携においては、平成23年度に、三重県鈴鹿市教育委員会との連携事業に関する協定書を締結し、学力向上や生徒指導等を目的として、本学教職大学院教員が鈴鹿市内の中学校の指導助言を行う一方で、同教育委員会から本学教職大学院に現職教員を継続的に派遣している。（平成25年度2名在籍）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

- 1) 教育委員会及び学校との間で協議する組織を設置し、教職大学院の運営並びに教育活動等に関する意見を聴取し、充実・改善を図っている。

- 2) 「教員人材育成連絡協議会」を設置し、教職大学院への現職教員学生の派遣及び教職大学院修了生の処遇等について、定期的な情報と意見の交換を行っている。

以上のことから、本基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

本学教職大学院では、教職大学院の教育に関する連携だけでなく、徳島県内では鳴門市、板野郡各町の各連携協力校を主たる対象に、学校経営に関する支援（学校評価の集計・分析支援、学校組織改善研究）を行う組織的活動を展開し、学校と教職大学院の連携の強化を図っている。また、県外では、三重県鈴鹿市との連携事業を実施している。

徳島県教育委員会との連携では、「教員人材育成連絡協議会」を立ち上げ、教職大学院への現職教員学生の派遣及び教職大学院修了生の処遇等、教職大学院制度を活用した人材養成の在り方について、定期的な情報と意見の交換を行っている。